

愛媛県広域避難計画

—原子力災害時における円滑な避難対応について—

愛媛県

< 目 次 >

第1章 総則	1
1. 目的	
2. 定義	
3. 広域避難計画の基本方針	
4. 広域避難計画と避難行動計画の適用範囲	
第2章 広域避難計画の前提	2
1. 広域避難計画対象市町	
2. 広域避難計画対象地域	
3. 避難先候補施設	
4. 避難等の防護措置を実施する際の基本スキーム	
5. 避難指示等の基本的考え方	
6. 避難指示や情報連絡等	
7. モニタリング体制	
第3章 避難等に係る連絡体制	25
1. 本県の体制	
2. 重点市町の体制	
3. 情報連絡・住民広報手段の確保	
第4章 住民（一般）の避難体制	33
1. 避難の流れ	
2. 避難先等の確保、周知	
3. 避難手段及び避難ルート等	
4. 乳幼児、児童、生徒等への対応	
5. 外国人への対応	
6. 一時滞在者（観光客等）への対応	
第5章 要配慮者の避難体制	39
1. 避難の流れ	
2. 避難先の確保、周知	
3. 避難手段及び避難ルート等	
4. 各施設別の避難計画の策定	
5. 在宅要配慮者の支援等	
6. 乳幼児の安定ヨウ素剤の服用	
第6章 避難住民の支援体制等	42
1. 避難所及び救護所、避難経由所の開設、運営等	
2. 福祉避難所の開設、運営等	
3. 円滑な避難実施に当たって検討すべき事項	
4. 避難が長期化した場合の対応	
第7章 広域的連携体制	44
第8章 継続的に取り組むべき主な項目	48
1. 愛媛県広域避難計画等に基づく訓練の実施及び抽出課題の継続的な改善	
2. 要配慮者の避難体制の強化	

3. 避難退域時検査体制の強化
4. 受入自治体との連携体制の強化
5. 原子力防災資機材の整備及び安定ヨウ素剤の配備・服用等
6. 避難ルート（道路）の整備

第9章 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

- <参考資料－1> 原子力災害対策重点区域周辺図
- <参考資料－2> 伊方発電所からの方向別人口
- <参考資料－3> 愛媛県広域避難ベースモデル
- <参考資料－4> 原子力災害時における避難先候補施設及び放射線防護対策施設一覧
- <参考資料－5> 大分県への避難に関する資料
- <参考資料－6> 一時集結所一覧
- <参考資料－7> 避難推奨ルート及び避難退域時検査場所候補地に関する資料
- <参考資料－8> 交通規制地点に関する資料
- <参考資料－9> 道路、鉄道、港湾、ヘリポート等に関する資料
- <参考資料－10> 避難手段に関する資料
- <参考資料－11> 民間運輸関係団体等との人員・物資輸送に関する協定等
- <参考資料－12> 避難等防護措置実施地区関連付け地図
- <参考資料－13> 愛媛県モニタリングポスト風配図
- <参考資料－14> 愛媛県原子力防災広域避難対策（避難時間推計）
検討調査結果概要
- <参考資料－15> 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み
- <参考資料－16> 施設敷地緊急事態における防護措置に関する情報
- <参考資料－17> 自然災害との複合災害時における防護措置
- <参考資料－18> 感染症の流行下における防護措置
- <参考資料－19> 防災関係機関及び連絡窓口

第 1 章 総則

1. 目的

この計画は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、万が一、四国電力株式会社伊方発電所（以下、「伊方発電所」という。）において、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（以下、「原災法」という。）に定める原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「県防災計画」という。）に基づき、県及び各市町の枠組みを越えた住民避難等の応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、県民の安全・安心を確保するため策定したものである。

2. 定義

この計画において用いる用語の定義は、基本的に県防災計画の用語の定義と同義である。

3. 広域避難計画の基本方針

- 住民や防災関係機関等への**情報伝達が確実に**行える体制を整え、**とともに、ベースモデルとなる避難先、避難ルート及び避難手段をあらかじめ明示する。**
- 原子力災害対策重点区域外の安全な避難先を確保し、**陸・海・空あらゆる避難手段を用いて、迅速に避難する。**
- 避難により時間を必要とする**要配慮者の安全かつ迅速な避難を図る。**
- 伊方発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じて、段階的に避難等指示がなされるものと想定し、**大量の放射性物質放出前までの避難等完了を目指す。**

4. 広域避難計画と避難行動計画の適用範囲

（1）広域避難計画

県が策定する広域避難計画は、伊方発電所からおおむね半径 30 km 圏内の住民を迅速に圏外より安全な場所に避難させるために基本フレームを策定するものであり、避難等に係る情報連絡体制、避難先及び避難手段の調整、避難ルートの選定等、避難市町から避難受入自治体までの間の避難体制の確保等について定めるものとする。

（2）避難行動計画

重点市町が策定する避難行動計画は、住民を迅速に安全な場所に避難誘導するために具体的な避難方法を策定するものであり、住民への迅速かつ的確な避難情報の伝達手段、一時集結所や移動方法の選定及び誘導、避難先・避難手段の調整、避難先における住民へのきめ細かなサポート等について定めるものとし、県が定める広域避難計画との整合を図るものとする。

第2章 広域避難計画の前提

1. 広域避難計画対象市町

県防災計画に定める以下の原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）の市町とする。

区分	範囲	対象市町
PAZ (Precautionary Action Zone) 〔予防的防護措置を準備する区域〕	原子力施設を中心として おおむね半径5kmの地域	伊方町
UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) 〔緊急防護措置を準備する区域〕	原子力施設を中心として おおむね半径30kmの地 域から、PAZを除いた地 域※	伊方町 八幡浜市 大洲市 西予市 宇和島市 伊予市 内子町
予防避難エリア※ (PAZに準じた防護措置を準備する区域)		

※UPZのうち、PAZ以西の佐田岬半島地域については、放射性物質の放出等により陸路での避難が困難になる場合があるため、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する「予防避難エリア」と定める。ただし、廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が告示した施設（以下「冷却告示された施設」という。）に係る原子力災害対策重点区域については、原子力施設を中心としておおむね半径5kmの地域をUPZと定め、当該地域以西の佐田岬半島地域については、原子力災害対策重点区域外とする。

2. 広域避難計画対象地域

広域避難計画の対象とする地域は、伊方発電所からおおむね半径30km圏内の次に掲げる地域（最小の地域コミュニティ組織単位）とする。

令和2年4月1日現在

区分・距離	市町名	地域名	人口	
PAZ※	0～5km	伊方町	大浜、中之浜、仁田之浜、河内、湊浦1、湊浦2、小中浦、中浦、川永田1、川永田2、豊之浦、伊方越、亀浦、奥、向、畑、須賀、久保、西、二見、加周、田之浦、古屋敷、鳥津、大成、佐市、足成	4,888
		PAZ 計		4,888
UPZ	5～10km	伊方町	三机、上倉、松之浜、高浦、大江、志津、塩成、川之浜	977
		八幡浜市	勘定、下河原、出の奥、今出、防川、神越、城高、喜木町、磯岡、須川里、日之地、西町、本町、赤網代、内之浦、雨井、琴平、楠町、和田町、清水町、宮内里、大竹、鼓尾、枇杷谷・両家、駄場、舟来谷、西之河内、喜木津、広早	9,652
		小計		10,629
	10～15km	伊方町	神崎、小島、田部、高茂、リゾート、大久	577
八幡浜市		杖ノ浦、大内浦、中浦、高城、白浜、近江屋町、幸町松本町、大平、港、津羽井、栗野浦、大黒町、新町、築港、千代田町、大谷口、広瀬、古町、第1分区、第2分区、第3分区、第4分区、国木・牛名、矢野町、五反田、川舞、八代団地、八代、大島、上泊、舌間、合田、	21,586	

区分・距離	市町名	地域名	人口	
U P Z	10～15 k m	八幡浜市	高野地、松柏、松尾、郷、真網代、穴井、川名津、白石、松岡、新堂、梶谷岡、続藪、中当、川辻、横尾地、田の窪、小坂、森山、榎野、檜ノ木上、久保田、福岡、尾ノ花、蒔田、野地、瀬田、須川奥、磯崎	(21, 586)
		大洲市	出海87、出海88、出海89、出海90、出海91、出海92、出海93、櫛生68、櫛生69、櫛生77、櫛生78、櫛生79、櫛生80、櫛生81、櫛生82、櫛生83、櫛生84、豊茂113、豊茂114、本谷日、本谷影、横野（平野）	860
		西予市	周木、垣生、嶋山	1, 282
		小計		24, 305
	15～20 k m	伊方町	二名津、明神、松、釜木、平磯、名取	711
		八幡浜市	布喜川、釜倉、谷、横平、若山、中津川、南裏、川之内、古藪	1, 667
		大洲市	櫛生70、櫛生71、櫛生72、櫛生73、櫛生74、櫛生75、櫛生76、須沢85、須沢86、穂積100、穂積101、穂積102、沖浦1 51、沖浦2 52、沖浦3 53、沖浦4 54、沖浦5 55、沖浦6 56、沖浦7 57、小浦団地152、下須戒94、下須戒95、下須戒97、下須戒98、下須戒99、大和団地153、豊茂107、豊茂108、豊茂109、豊茂110、豊茂111、豊茂112、豊茂115、豊茂116、豊茂117、豊茂118、豊茂119、河春、屋敷、折尾、大宅、猿谷、東峰、西峰、初尾、池岡、梶屋敷、打越、松久保、非農家、柴150、柴151、平野町下、広岡（平野）、清広、里下、会心、地藏堂、矢の口、土井、沼田、保子野、日浦、栄谷、平野町上、大下、東大下、坂田、香田、城の下、矢の地、大根、富元、夜昼、滝の宮、鎌の田、明日香、グリーンハイツ平野、成畑、高山西、高山東、奥深井、有松、池富、柴尾、深井、下里、上山辺、安場、丸山（西大洲）、札場、関谷、大洲幸楽園、黒木、北裏、稲積	5, 691
		西予市	河内、伊延東、伊延西、岡山、田苗、小原、岩木、郷内、西山田、1区、2区、3区、8区、安土（5区）、有網代（6区）、4区、7区、長早、二及、和泉、有太刀、蔵貫浦、蔵貫、皆江、下泊	7, 430
		小計		15, 499
	20～25 k m	伊方町	三崎、高浦、佐田、大佐田、井野浦、与侈	1, 346
		大洲市	長浜4、長浜5、長浜6、長浜7、長浜8、長浜9、長浜10、長浜11、長浜12、長浜13、長浜14、長浜15、長浜16、長浜17、長浜18、長浜19、長浜20、長浜21、長浜22、長浜23、長浜24、長浜25、長浜26、長浜27、長浜28、長浜29、長浜30、長浜31、長浜32、長浜33、長浜34、長浜35、長浜36、長浜37、長浜38、長浜39、長浜44、長浜45、長浜46、長浜47、仁久1、仁久2、仁久3、上老松103、上老松104、上老松105、	23, 977

区分・距離		市町名	地域名	人口
U P Z	20～25 k m	大洲市	黒田48、黒田49、黒田50、今坊67、今坊58、今坊59、今坊60、今坊61、今坊62、今坊63、今坊64、今坊65、今坊66、下須戒96、大越106、大越137、柴139、柴140、柴141、柴142、柴143、柴144、柴145、柴146、柴147、柴148、柴149、白滝 1 120、白滝 2 121、白滝 3 122、白滝 4 123、白滝 5 124、白滝 6 125、白滝 7 126、白滝 8 127、白滝 9 128、白滝 1 0 129、戒川130、戒川131、戒川132、戒川133、戒川134、戒川135、戒川136、上町（八多喜町）、中町（八多喜町）、下町上、下町下、元町 1、元町 2、岩津、湯の子、新町下、新町中、新町上、宇山、家野、八多浪、伊州子、表米津、谷米津、河内（米津）、中場、田の久保、本村、森（手成）、広岡（手成）、峠、多田、山高、阿寄、坂本、大谷、田辺、和田下、和田中、和田上、石橋、大洲ホーム、西山、石仏、小田、寿、ひえ田、城地 1、城地 2、城地 3、古久米武田、只越 1、只越 2、大洲14北、八尾、とみす寮、下山辺、サンクレスト大洲、北只、玉川、五郎 1、五郎 2、五郎 3、五郎 4、五郎 5、慶雲寺、渡場 2、渡場 3、殿町、西裡、上地蔵西、上地蔵東、射場、大黒、恵美須、下地蔵、昭和、宮前、駅前、肱川、上山根、下山根、旭、常磐町 6、稲澤ハイツ、福間口マンション、大洲 1、大洲 2、大洲 3、大洲 4、大洲 5、大洲 6、大洲 7、大洲 8、大洲 9、大洲10、大洲城山、大洲11、大洲12、大洲13、大洲14南、大洲15、大洲16、大洲17、大洲18、椎の森、常磐町 1、常磐町 2、常磐町 3、常磐町 4、常磐町 5、大正、新町 1、新町 2、新町 3、堀の内 1、堀の内 2、若宮上 1、若宮上 2、若宮中 1、若宮中 2、若宮下 1、若宮下 2、東若宮、渡場 1、日の出 1、白方、多賀、立岡、中ヶ市、天満、山根、西岡、石田口、国土交通省東大洲寮、柚木19、柚木20、柚木21東、柚木21西、平成病院、帝京富士分校寮、松尾、日の出 2、東大洲、河内（東大洲）、神宮、国土交通省寮、大洲中央病院寮、国土交通省宿舍第 3 号、白方市営住宅、県営大洲東団地、森井マンション、山田マンション、区外（喜多地区）、平坂、小鳥越、西松ヶ花、平曾、平畑、森（市木）、四国電力寮、清和園、大洲育成園、大洲学園、下松尾、下町 1、西、富士、杭瀬、貫小屋、野地、小倉、父、裾野、希望ヶ丘荘、小貝、都、野佐来、長谷、横野（横野）、梅川	(23, 977)
		西予市	俵津 1 区、俵津 2 区、俵津 3 区、俵津 4 区、俵津 5 区、俵津 6 区、俵津 7 区、俵津 8 区、俵津 9 区、渡江、門之脇、あけはま荘、はまゆう、大狩浜、浜組、上組、南組、高山 1 区、高山 2 区、高山 3 区、高山 4 区、高山 5 区、高山 6 区、宮之浦 1 区、宮之浦 2 区、宮之浦 3 区、田之浜 1 区、田之浜 2 区、田之浜 3 区、田之浜 4 区、久保、東多田、信里、瀬戸、加茂、大江、杵所、清沢上、清沢下、真土、坂戸、	15, 701

区分・距離		市町名	地域名	人口	
U P Z	20~25 k m	西予市	山田、仁土、卯之町1区、卯之町2区、卯之町3区、卯之町4区、卯之町5区、卯之町6区、卯之町7区、卯之町8区、卯之町9区、卯之町10区、卯之町11区、卯之町12区、卯之町13区、卯之町14区甲、卯之町14区乙、卯之町15区、卯之町16区、松葉学園、鬼窪1区、鬼窪2区、鬼窪3区、鬼窪4区、鬼窪5区、鬼窪6区、鬼窪7区、鬼窪8区、鬼窪9区、郷団地、特別養護老人ホーム、伊賀上1区、伊賀上2区、伊賀上3区、伊賀上4区、伊賀上5区、伊賀上6区、伊賀上7区、神領、久枝1区、久枝2区、久枝3区、野田、小野田、希望の森、永長、れんげ団地、上松葉、下松葉、松葉団地、若宮団地、ひまわり団地、みどり団地、開明の杜、明石、新城、常定寺、窪、平野、伊崎、田野中、さくら団地	(15,701)	
		小計			41,024
	25~30 k m	伊方町	串、正野		526
		大洲市	大東、赤田、居場、道成、本郷（柳沢）、有久保、河内（柳沢）、河向、藤縄1、藤縄2、藤縄3、藤縄4、田処西、田処下、向井、川上、東（田処）、境、中山西、中山東、野久保、野田、土肥、城1、城2、城3、徳森仮設団地、区外（平地区）、阿部、上東、中東、下東、朝日、上町（菅田）、中町（菅田）、下町2、下町3、村島、中組、上組、大久保、中富久保、惣谷、田合、山口、和田1、西和田東、西和田西、古町、城山、神南、東松ヶ花、和田2、帝京寮、町1番、町2番、町3番、町4番、川東1、川東2、川東3、川西、恋木1番、恋木2番、恋木3番、立山、麓、喜多山中組、喜多山下組、二軒茶屋、成見、板野、藤の川、譲葉、道屋敷、東（菅田）、天貢、西谷、池田、本郷（菅田）、追打、根元、本谷、満屋敷、丸山（蔵川）、日の平、川口、太田、宮野、舟原、小石、八河、富谷、森山本村、東（森山）	9,037	
		西予市	稲生上、稲生下、皆田日之地、皆田岡組、皆田下組、下川上組、下川中組、明間倉谷、下川下組、明間上成、明間岡山、明間昭和、明間中組、白髭奥組、白髭中間、白髭中組、白髭白岩、松溪上組、松溪上中、松溪下中、松溪下組、鳥鹿野上、鳥鹿野中、鳥鹿野下、旭上組、旭下組、長谷、蔭の地、日の地、古谷、四郎谷中、河西、四郎谷上、舟坂、成城、杉山、榎、柿木、金集、小滝	2,643	
		宇和島市	板ノ浦、中浦、古浦、船間1、船間2、大良、惣代、南君西、鳥首、沖村中、沖村上、沖村下、東蓮寺、検校谷、河内中、河内上、筋、池の浦、深浦下、深浦上、宮の浦西、宮の浦東、和田、浜、与村井西、与村井中、与村井東、脇中島、日の平、奥南、先新浜、畦屋三つ尾、花組、奥白井谷、引地雪森、小名、中之谷、高城、茜荘、嘉島	3,877	

区分・距離		市町名	地域名	人口
U P Z	25～30 k m	伊予市	満野浜、満野空、松尾、富貴、本村、池ノ久保、下浜	646
		内子町	黒内坊	129
	小計			16,858
	UPZ 計			108,315
合計				113,203

※冷却告示された施設に係る区分についてはPAZをUPZに読み替える

【参考】

山口県避難対象地域

区分・距離		市町名	地域名	人口
U P Z	25～30 k m	上関町	八島	21
		小計		
	UPZ 計			21
合計				21

3. 避難先候補施設

令和3年4月1日時点

市町名	屋内受入箇所数	屋内面積(m ²)	屋内収容可能人数	参考		
				屋外受入箇所数	屋外面積(m ²)	屋外収容可能人数
松山市	162	135,862	67,885	120	1,252,218	626,081
今治市	54	43,448	21,716	50	452,527	226,252
宇和島市	61	64,769	32,366	65	654,343	327,159
(宇和島市)	(4)	(2,976)	(1,487)	(4)	(17,858)	(8,928)
(八幡浜市)	(64)	(31,752)	(15,862)	(27)	(178,896)	(89,442)
新居浜市	75	38,006	18,987	70	714,999	357,487
西条市	87	75,743	37,853	57	1,040,816	520,398
大洲市	24	10,626	5,313	15	60,013	30,006
(大洲市)	(69)	(69,500)	(34,745)	(39)	(230,288)	(115,136)
伊予市	41	25,286	12,635	10	82,821	41,409
四国中央市	60	46,193	23,081	38	417,748	208,866
西予市	31	15,832	7,910	14	100,407	50,200
(西予市)	(59)	(31,342)	(15,656)	(24)	(229,751)	(114,871)
東温市	19	17,343	8,667	19	295,155	147,574
上島町	28	15,287	7,638	12	95,730	47,863
久万高原町	27	14,480	7,233	17	83,609	41,802
松前町	13	20,748	10,370	13	139,510	69,753
砥部町	17	13,337	6,665	15	111,568	55,780
内子町	23	15,832	7,912	24	167,273	83,633
(伊方町)	(69)	(53,533)	(26,751)	(16)	(87,250)	(43,622)
松野町	3	2,227	1,113	2	4,653	2,326
鬼北町	21	16,418	8,206	19	123,472	61,731
愛南町	52	23,678	11,838	52	318,414	159,188
愛媛県計	798	595,115	297,388	612	6,115,276	3,057,508
山口県	832	872,676	436,170	585	7,290,645	3,645,200
大分県	259	197,486	98,691	182	1,223,134	642,579
合計	1,889	1,665,277	832,249	1,379	14,629,055	7,345,287

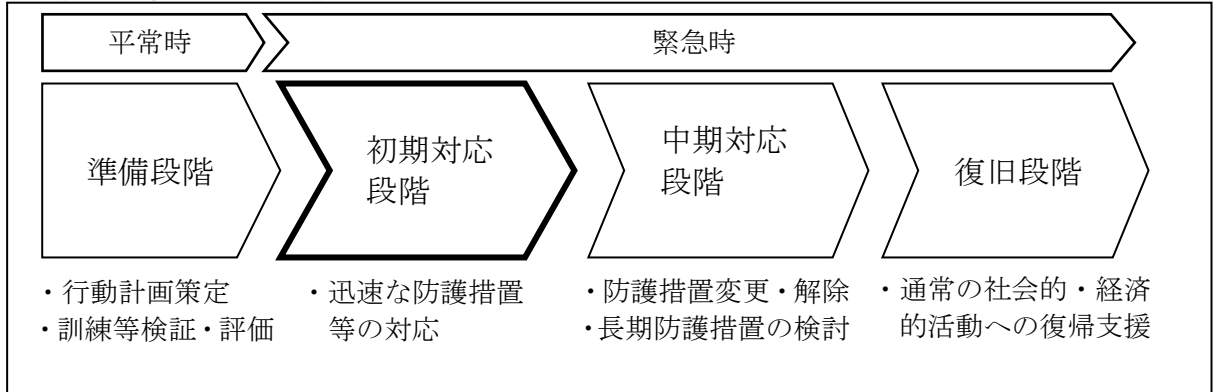
※ () 書きは、PAZ及びUPZ内の施設（屋内退避候補施設）であり、集計に含まない。

※ 収容可能人数は、避難先候補施設の面積（有効面積を把握している施設は有効面積）を基に、1人当たり2㎡として計算

※ 避難経路所となり得る避難施設の屋外部分についても、参考として1人2㎡として屋外収容可能人数を計算

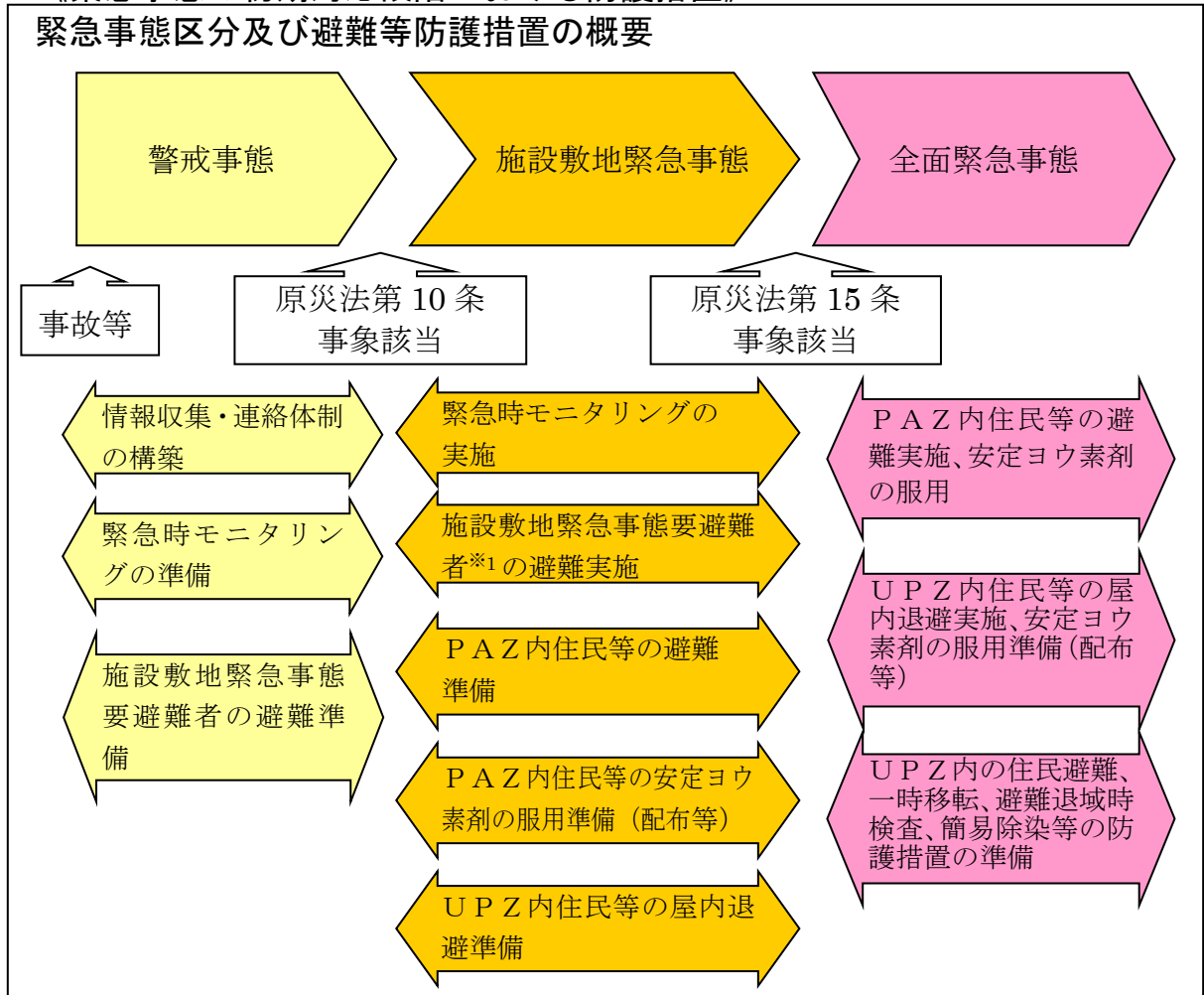
4. 避難等の防護措置を実施する際の基本スキーム

《緊急事態の段階》



《緊急事態の初期対応段階における防護措置》

緊急事態区分及び避難等防護措置の概要



※1 施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。

- 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの
- 要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの
 - (ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの
 - (イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

《防護措置実施の判断基準》

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線 : 40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線 : 13,000 cpm ^{※4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※8}			

(飲食物摂取制限 ^{※9})	(OIL6)	(経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準)	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	(1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。)
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

《避難等防護措置》

① 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るもの。

避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。
一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

② 屋内退避

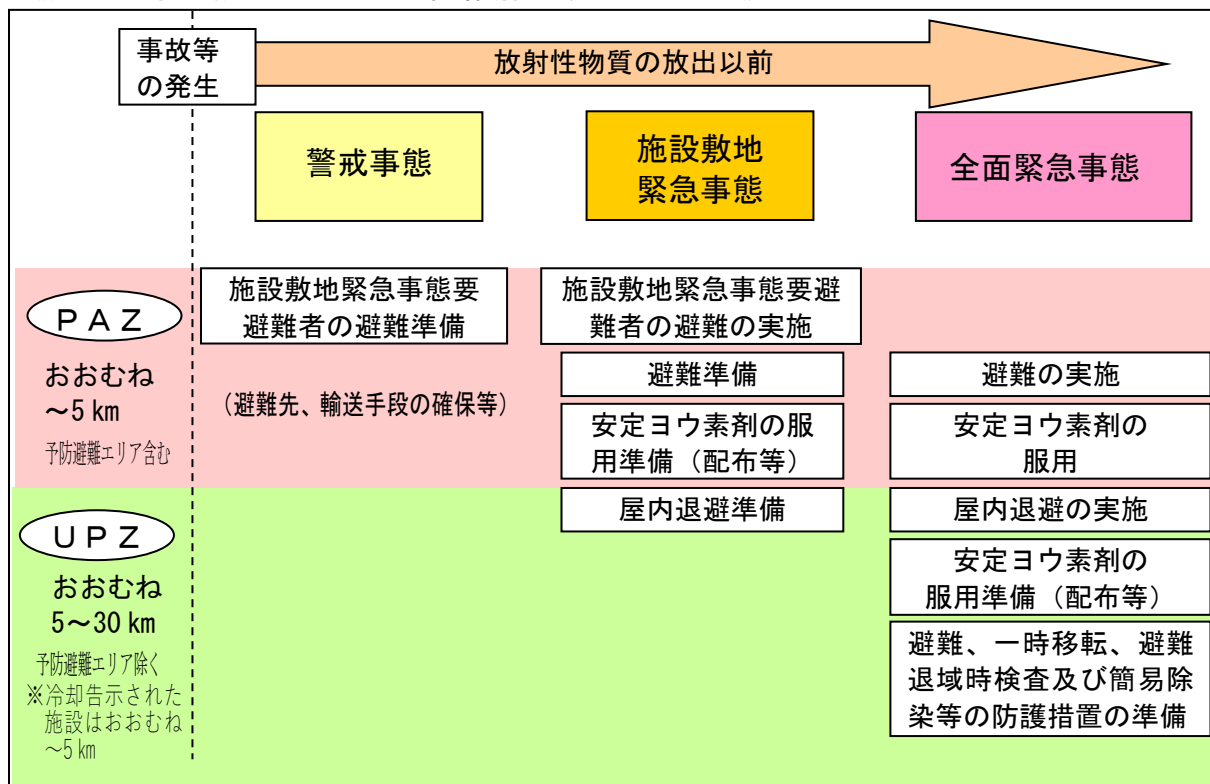
屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るもの。

特に、病院や社会福祉施設等においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

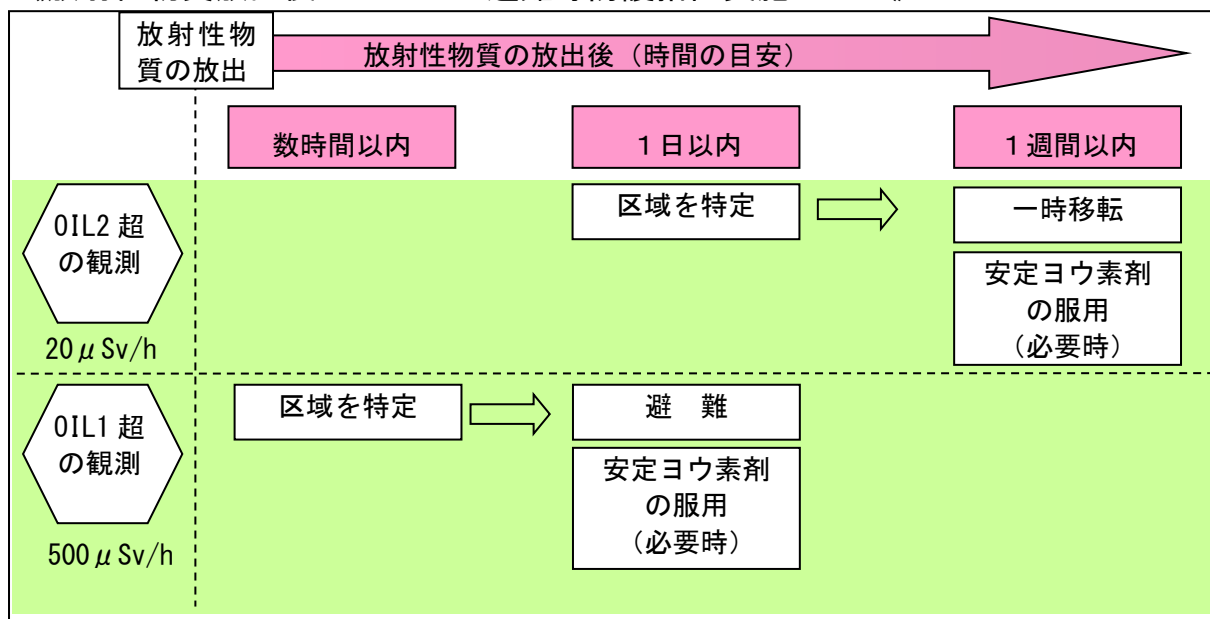
5. 避難指示等の基本的考え方

避難指示等の発出時期や内容については、原子力災害対策指針に基づき、伊方発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、緊急時モニタリング結果に関する運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じて、段階的に実施するものとする。

《放射性物質放出前避難等防護措置実施フロー》



《放射性物質放出後のUPZの避難等防護措置実施フロー》



※UPZ外についても、OILに基づき避難等を実施

(1) 避難指示等の区域

- ア. 避難指示等の区域は、重点市町が避難の指示等をする行政区等（市、自治会、地区、広報区、自主防災組織等）を単位とし、「本章2. 広域避難計画対象地域」に基づくものとする。
- イ. 重点市町は、避難の指示等をする区域ごとの住民状況（「参考資料-2 伊方発電所からの方向別人口」の世帯数、人口、年齢層等のほか、避難行動要支援者一人ひとりの個別計画、一時集結所、代表者への連絡方法等）について把握し、定期的に更新するものとする。
- ウ. 原子力災害時の円滑な避難・屋内退避等を実施するため、県は重点市町及び防災関係機関と、伊方発電所からの同心円や行政区、モニタリングポスト等を示した県防災対策用地図や統合原子力防災ネットワークシステム等を活用するものとする。

(2) 避難等の参考となる情報の共有

緊急時において、県災害対策本部は、避難等の参考となる情報について、迅速に重点市町及び関係機関に情報提供するものとする。

（主要連絡内容については、「第3章 避難等に係る連絡体制」に記載）

(3) 避難指示等

- ア. 伊方発電所の異常事態の状況及び緊急時モニタリング結果等を踏まえ、「緊急事態区分」や「EAL」、「OIL」に基づき、国から避難指示等が県及び関係市町に発令された場合には、県災害対策本部は国と連携し、輸送手段、避難経路、避難所の確保等の要素を考慮した上で、市町に避難指示等を伝達し、市町は住民等に混乱しないよう適切かつ明確に伝えるものとする。
- イ. 緊急を要し、国からの避難指示等の発令を待つことなく、知事や市町長の避難指示が必要な場合は、事故状況、緊急時モニタリング実測データ等入手可能な情報を用いて、本計画に定める避難先候補地の中から、総合的に勘案して避難受入自治体と調整の上、避難先を決定するものとする。

（参考）上記以外の避難指示等

<重点市町長>

重点市町長は、内閣総理大臣からの避難指示等がない段階で、緊急に避難が必要と判断したときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下、「災対法」という。）第60条第1項から第3項に基づき避難指示等を行う。

<愛媛県知事>

重点市町長が避難指示等を行えない場合は、原災法第28条第2項、災対法第60条第6項に基づく避難指示等の代行を行う。

(4) 避難等完了目標

県民の安全・安心の確保を最優先とし、大量の放射性物質の放出前に避難等が完了することを目指すものとする。

(5) 実際の避難指示等に当たっての留意事項

ア. 施設敷地緊急事態要避難者等への配慮

伊方町は、P A Z 及び予防避難エリア内における社会福祉施設等の入所者や病院等の入院患者等、自力避難が困難で、避難に時間を要する要配慮者及び放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児や学校、保育所の児童等に対して、施設敷地緊急事態の段階から避難を指示するものとする。

ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者については、屋内退避を優先させることとする。

イ. 安全面に配慮した避難場所の調整

避難場所の再移転を可能な限り少なくし、住民の無用な被ばくを避けるよう、本計画に基づき、安全面に十分配慮して避難場所を調整するものとする。

ウ. 風下住民への速やかな措置

県及び重点市町は、ブルームからの被ばくを避けるため、風下方向の住民に対し、風下を避けて避難できるよう必要な情報（風向、避難経路、避難場所等）を提供するとともに、状況に応じて屋内退避を指示するものとする。

エ. 流入抑制等の実施

県警察本部等は、県災害対策本部長の要請に基づき、ヘリコプターによる映像伝送等を活用し、避難の円滑化及び無用の被ばく防止を目的とした流入抑制等、交通規制に関して必要な措置を講ずる。

（別紙「参考資料 - 8 交通規制地点に関する資料」を参照）

オ. 最適な避難ルートの情報提供

県及び市町は、避難ルートの被災状況を把握し、最適な避難ルートの情報を住民に提供するものとする。また、避難時間を短縮できる避難ルートの推奨や、複数の避難ルートへの分散に努めるものとする。

（別紙「参考資料 - 7 避難推奨ルート及び避難退域時検査場所候補地に関する資料」を参照）

カ. 影の避難（避難指示区域外の自主避難）の抑制

市町は、避難指示対象者が速やかにU P Z 外に避難できるよう、交通渋滞の増長原因となる影の避難を抑制するため、平時の住民啓発を実施するとともに、避難指示の際には、避難指示区域外への住民広報を実施するものとする。

（別紙「参考資料 - 14 愛媛県原子力防災広域避難対策（避難時間推計）検討調査結果概要」を参照）

キ. 乗り合わせ避難の実施

市町は、自家用車の交通量を減少させ、避難時間を短縮するため、家族又は近隣住民等で乗り合わせて避難するよう、平時の住民啓発を実施するとともに、避難指示の際には、住民広報を実施するものとする。

（別紙「参考資料 - 14 愛媛県原子力防災広域避難対策（避難時間推計）検討調査結果概要」を参照）

ク. 啓開作業の実施

道路、港湾等の管理者は、管理施設の状況を確認し関係者間で情報共有するとともに、住民避難等に係る道路や港湾等に被害があった場合等は、啓開作業に取り組むものとする。

P A Z 及び予防避難エリア内の啓開作業は、施設敷地緊急事態となった段階で中止し、作業員は避難準備を行い、全面緊急事態となった段階で避難を実施するものとする。

U P Z 内の啓開作業は、施設敷地緊急事態となった段階で中止し、作業員は屋内退避準備を行い、全面緊急事態となった段階で屋内退避を実施するものとする。

ケ. 自然災害との複合災害時における避難等

複合災害時において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとるものとする。

P A Z 及び予防避難エリア内において、原子力災害の観点から避難指示等を出している中で、周囲の状況等により避難をすることが却って危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を実施するものとする。

U P Z 内において、原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、当該建物での屋内退避の継続が困難になる等、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、近隣の指定避難所等への避難等を実施する。また、原子力災害の観点から一時移転又は避難指示を出している中で、周囲の状況等により避難等を行うことが却って危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内退避を継続する等の緊急安全確保措置を実施するものとする。

(別紙「参考資料 - 17 自然災害との複合災害時における防護措置」を参照)

コ. 新型コロナウイルスを含む感染症の流行下における避難等

感染症の流行下における住民避難等の措置については、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先として、感染者や感染の疑いのある者を含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で実施するものとする。

具体的な感染症対策については、内閣府が定める「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」を参考に取り組みものとする。

なお、原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内での距離や離隔を保つなど、柔軟に対応するものとする。

(別紙「参考資料 - 18 感染症の流行下における防護措置」を参照)

6. 避難指示や情報連絡等

(1) 警戒事態段階での情報連絡等

【警戒事態段階】

ア. 国からの連絡

県及び市町は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から、次の連絡を受け、事故拡大に備えた体制を構築するとともに、避難等防護措置の準備に着手するものとする。

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部の立ち上げ通知
- 情報連絡体制の構築要請
- 施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請（避難先、輸送手段の確保等）

イ. 住民避難等に係る道路や港湾等の確認

住民避難等に必要道路や港湾等の被災状況について、県及び伊方町がドローンを活用して状況把握を行うほか、道路、港湾等の管理者及び県警察本部等は、車両、ヘリコプター等を活用して状況把握に努めるものとする。得られた情報について、県及び重点市町は、統合原子力防災ネットワークシステムを活用し関係者間に共有するものとする。

ウ. 広域避難に係る準備と調整等

県及び伊方町は、事故の拡大による施設敷地緊急事態に備え、広域避難に係る準備及び避難受入自治体との事前調整を実施するとともに、安定ヨウ素剤の緊急配布体制の準備や避難を実施することにより健康リスクが高まる者が屋内退避するための放射線防護対策施設の設定準備等をするものとする。

エ. 施設敷地緊急事態における防護措置の実施に係る事前の情報共有等

県及び重点市町は、施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部と、次の事項について事前の情報共有等を行う。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

（別紙「参考資料 - 16施設敷地緊急事態における防護措置に関する情報」を参照）

(2) PAZへの避難指示等

【施設敷地緊急事態段階】

ア. 国からの連絡

県及び伊方町は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部から次の避難要請等の連絡を受け、対象区域内の住民に避難等防護措置の準備及び実施について広報するものとする。

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部の立ち上げ通知
- PAZの施設敷地緊急事態要避難者への避難等防護措置の実施要請

○PAZの施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等防護措置の準備要請

○PAZの安定ヨウ素剤服用準備（配布等）要請

イ. 施設敷地緊急事態における防護措置の実施内容の共有等

防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県や重点市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

（別紙「参考資料 - 16施設敷地緊急事態における防護措置に関する情報」を参照）

ウ. 施設敷地緊急事態要避難者への避難指示等

施設敷地緊急事態要避難者については、施設敷地緊急事態の段階から、早めに避難を実施するものとする。

なお、避難の実施により健康リスクが高まる者については、放射線防護対策施設等で屋内退避を実施し、避難に必要な環境が整い次第、避難を実施するものとする。

エ. 全面緊急事態における防護措置の実施に係る事前の情報共有等

県及び重点市町は、全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部と、次の事項について事前の情報共有等を行う。

- ・PAZ内及び予防避難エリアの避難者の数と避難の方針
- ・UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

【全面緊急事態段階】

ア. 国からの連絡

県及び伊方町は、原子力災害対策本部から次の避難指示等の連絡を受け、対象区域内の住民に避難等の実施について広報するものとする。

○原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置通知

○PAZの住民の避難等防護措置の指示

○PAZの安定ヨウ素剤服用指示

イ. 全面緊急事態における防護措置の実施内容の共有等

原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県、重点市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

ウ. 即時避難及び屋内退避指示等

県又は伊方町は、国からの指示に基づき、次の避難指示等を行うものとする。

○住民等に対して即時の避難を指示し、数時間以内に避難を開始するものとする。

○原則として、避難と同時に安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

○プルーム到来が想定される場合は、屋内退避を指示するものとする。

(3) 予防避難エリアへの避難指示等

予防避難エリアでの防護措置については、伊方発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応（陸路避難・海路避難・空路避難、屋内退避）を準備し、これらの防護措置を組み合わせることで対応を実施することとする。

【施設敷地緊急事態段階】

ア. 国からの連絡

県及び伊方町は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部から次の避難要請等の連絡を受け、対象区域内の住民に避難等の準備及び実施について広報するものとする。

○予防避難エリアの施設敷地緊急事態要避難者への避難等防護措置の実施要請

○予防避難エリアの施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等防護措置の準備要請

○予防避難エリアの安定ヨウ素剤配布準備要請

イ. 施設敷地緊急事態における防護措置の実施内容の共有等

防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県や重点市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

（別紙「参考資料 - 16施設敷地緊急事態における防護措置に関する情報」を参照）

ウ. 施設敷地緊急事態要避難者への避難指示等

施設敷地緊急事態要避難者については、施設敷地緊急事態の段階から、早めに避難を実施するものとする。

国、県及び伊方町は警戒事態で確認した道路や港湾等の状況により、防護措置の方法（陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避）を決定し、予防避難エリアの住民に広報するものとする。

○陸路が使用可能な場合には、陸路による避難を行い、陸路が制限される場合には海路や空路なども利用し、避難するものとする。

○道路及び港湾等が使用できない場合は、屋内退避をするものとする。

なお、避難の実施により健康リスクが高まる者については、放射線防護対策施設等で屋内退避を実施し、避難に必要な環境が整い次第、避難を実施するものとする。

【全面緊急事態段階】

ア. 国からの連絡

県及び伊方町は、原子力災害対策本部から次の避難指示等の連絡を受け、対象区域内の住民に避難等の実施について広報するものとする。

○原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置通知

○予防避難エリア内の住民の避難等防護措置の指示

○予防避難エリア内の安定ヨウ素剤服用指示

イ. 全面緊急事態における防護措置の実施内容の共有等

原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県、重点市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

ウ. 即時避難及び屋内退避指示等

県又は伊方町は、国からの指示に基づき、次の避難指示等を行うものとする。

- 住民等に対して原則として即時の避難を指示し、数時間以内に避難を開始するものとする。その際、施設敷地緊急事態で決定した避難方法を予防避難エリアの住民に広報するものとする。
- 陸路が使用可能な場合には、陸路による予防避難を行い、陸路が制限される場合には海路により、大分県へ避難するものとする。なお、大分県への避難が困難な場合には、愛媛県内等へ海路避難を行うこととする。
- ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用することとする。
- 原則として原子力規制委員会の判断に基づき、避難と同時に対象住民に安定ヨウ素剤の配布・服用を指示するものとする。
- 道路及び港湾等が使用できない場合、又は放射性物質放出のリスクが高まった場合は、屋内退避を指示するものとする。

【各事態の状況に応じた防護措置】

警戒事態において県及び伊方町は道路や港湾等の状況を確認の上、避難方法の検討を開始し、施設敷地緊急事態において防護措置の方法（陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避）を決定し、予防避難エリアの住民に広報するものとする。

想定される状況		防護措置	
放射性物質放出まで時間的猶予がある場合	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合	陸路避難	ケース1
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用不可もしくは船舶が利用できない場合	陸路避難 海路避難 空路避難 ^(※2)	ケース2
	国道197号の一部が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合	海路避難 空路避難 ^(※2)	ケース3
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合	陸路避難 海路避難 空路避難 ^(※2)	ケース4
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用不可もしくは船舶が利用できず、空路による避難もできない場合	陸路避難 海路避難 空路避難 ^(※2)	ケース4
放射性物質放出のリスクが高まった場合		陸路避難	ケース4

イメージ図 ～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

※1 放射性物質の放出後については、UPZにおける対応と同様、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、避難又は一時移転等を指示するものとする。

※2 ヘリコプターによる避難が可能な場合に併用

ア. ケース1 陸路避難を実施する場合

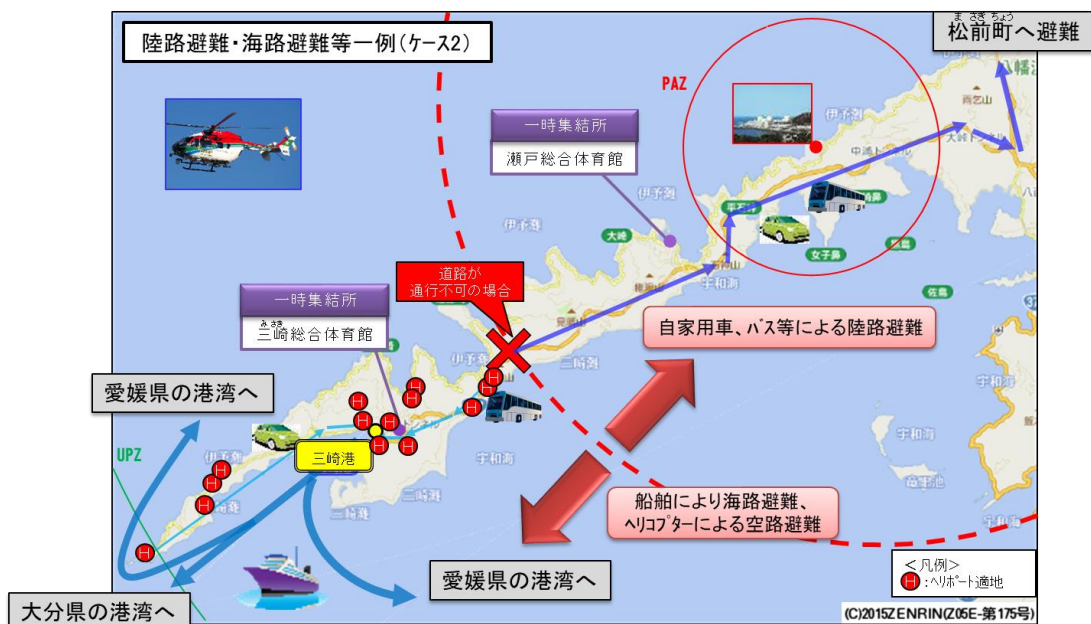
- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、陸路が使用可能な場合は、陸路による避難を実施。
- 自家用車での避難ができる住民は、自家用車により避難経路所（松前公園）に移動の上、松前町が指示する広域避難所に避難。
- 自家用車等による避難が困難な住民は、一時集結所に移動後、県が手配するバス等により避難。



イメージ図 ～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

イ. ケース2 陸路避難、海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、陸路による避難が一部できないが、港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合は、陸路と海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 一時集結所から大分県等への海路避難は、県手配の船舶により実施。



イメージ図 ～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

ウ. ケース3 海路避難等を実施する場合

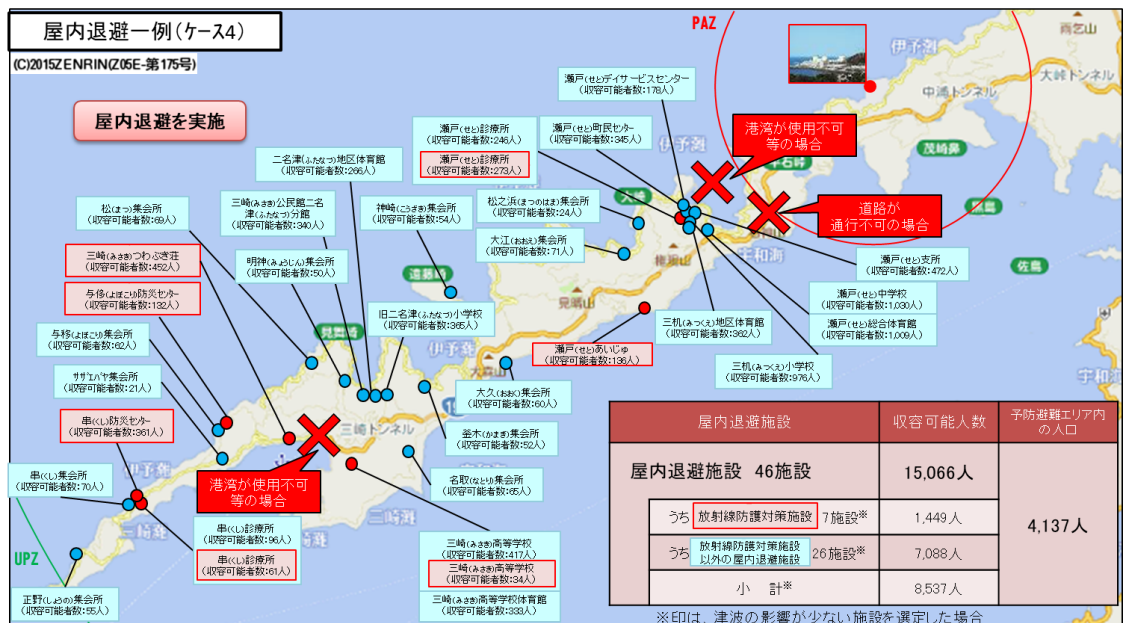
- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、陸路が使用不可であるが、港湾が使用可能であり、船舶が利用できる場合は、海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 各一時集結所から大分県等への海路避難は、県手配の船舶により実施。



イメージ図 ～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

エ. ケース4 屋内退避を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があるものの、道路及び港湾等が使用できない場合、又は放射性物質放出のリスクが高まった場合、屋内退避を実施。



イメージ図 ～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

(4) UPZへの避難指示等（予防避難エリアは除く）

【施設敷地緊急事態段階】

ア. 国からの連絡

県及び重点市町は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部から屋内退避等準備の要請連絡を受け、対象区域内の住民に屋内退避等の準備をするよう広報するものとする。

【全面緊急事態段階】

ア. 国からの連絡

県及び重点市町は、原子力災害対策本部から次の避難指示等の連絡を受け、対象区域内の住民に避難等の実施について広報するものとする。

- 住民の屋内退避等防護措置の指示
- 安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）の指示
- 避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染等の防護措置準備の指示
- OILに基づく避難、一時移転、避難退域時検査、簡易除染等の緊急事態応急対策の実施の指示

イ. 避難等の防護措置の実施内容の共有等

県や重点市町等が、UPZ内において避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において事前の情報共有等を行う。

また、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県、重点市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

ウ. 避難及び屋内退避等の指示等

県又は重点市町は、国からの指示に基づき、次の避難指示等を行うものとする。

- UPZの住民等に対して屋内退避の指示等を実施するものとする。
- 緊急時モニタリングにより空間放射線量率を測定し、放射性物質の放出後数時間内を目途に $500 \mu\text{Sv/h}$ を超える区域を特定し避難を行うよう指示するものとする。
- 緊急時モニタリングにより空間放射線量率を測定し、放射性物質の放出後1日内を目途に $20 \mu\text{Sv/h}$ を超える区域を特定し、1週間程度内に一時移転を行うよう指示するものとする。
- 原則として、原子力規制委員会の判断に基づき、重点市町は対象住民に安定ヨウ素剤を配布し、避難又は一時移転と同時に安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。
- OILに基づき、特定された区域等から避難又は一時移転を指示

された住民等を対象に避難退域時検査及び、必要に応じ簡易除染を行うものとする。

○プルーム到来が想定される場合は、屋内退避を指示するものとする。

(5) U P Z外への避難指示等

【警戒事態】

ア. 国からの連絡

県は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部からの要請連絡を受け、U P Z外の市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）の協力要請を行うものとする。

【施設敷地緊急事態】

ア. 国からの連絡

県は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部からの要請連絡を受け、U P Z外の市町に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

イ. 伊方町からの施設敷地緊急事態要避難者の受入れ

U P Z外市町は、県又は伊方町から施設敷地緊急事態要避難者の受入れに関する協力要請があった場合、原子力災害発生時等における避難者受入計画等に基づき、可能な範囲で協力することとする。

【全面緊急事態】

ア. 国からの連絡

県は、原子力災害対策本部からの要請連絡を受け、U P Z外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れ及び防護措置の準備への協力を要請するものとする。

また、県及び市町は、原子力災害対策本部からの指示等連絡に基づき、必要に応じて、住民等に対し屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

イ. 重点市町等からの避難者受入

U P Z外市町は、E A L又はO I Lに基づく避難や一時移転等により、県又は避難元市町等から避難や一時移転する住民等の受入れに関する協力要請があった場合、原子力災害発生時等における避難者受入計画等に基づき、可能な範囲で協力することとする。

ウ. 避難及び屋内退避等の指示

県又はU P Z外市町は、国の指示に基づき、次の避難指示等を行うものとする。

○必要に応じ、住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行い、事態の進展等に応じて、屋内退避を指示するものとする。

○放射性物質の放出後については、U P Zにおける対応と同様、緊急時モニタリングの結果により、避難又は一時移転等を指示するものとする。

7. モニタリング体制

原子力災害時における緊急時モニタリングに関する基本的事項及び緊急時モニタリング体制の整備等については、「愛媛県緊急時モニタリング計画」による。

第3章 避難等に係る連絡体制

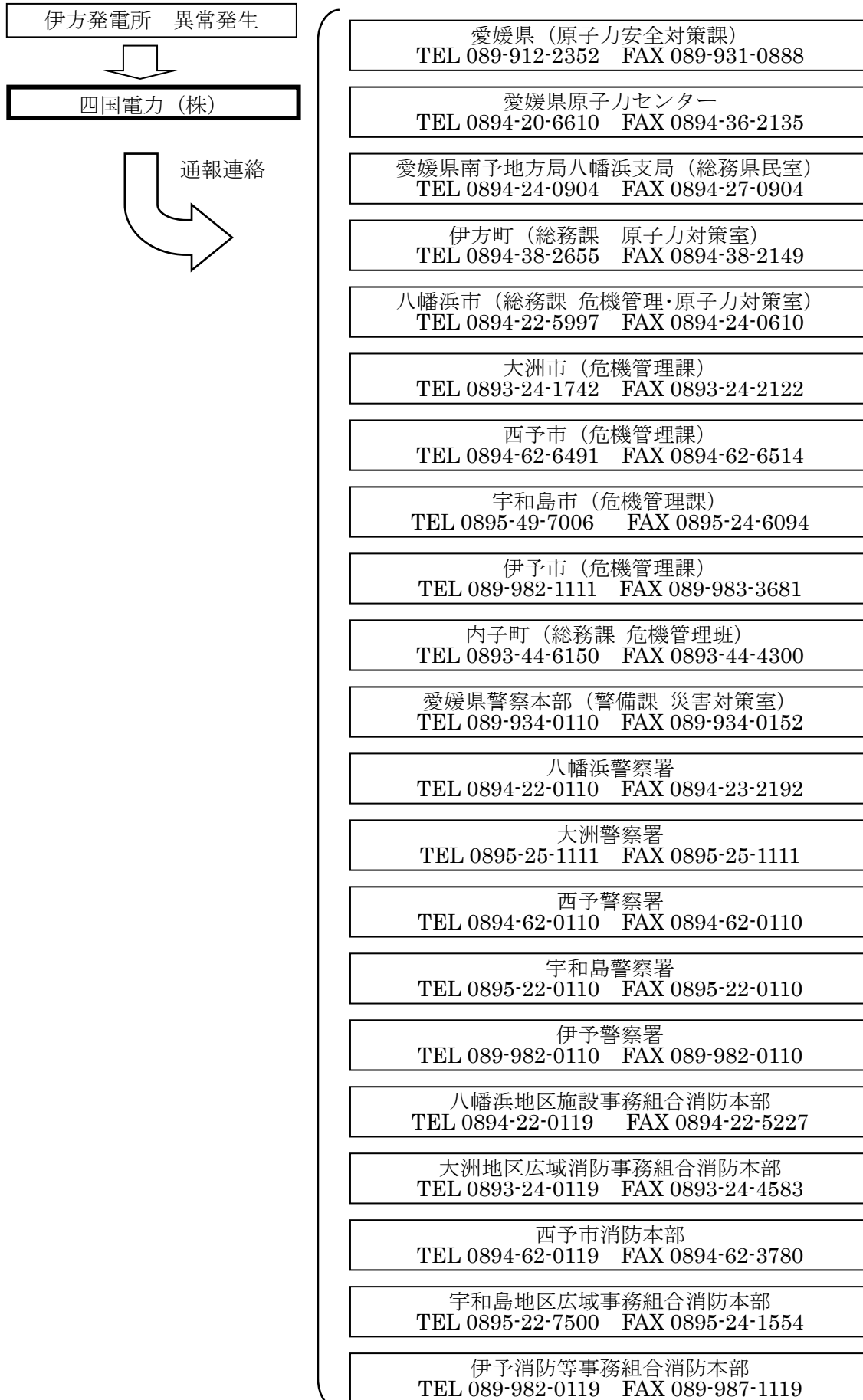
1. 本県の体制

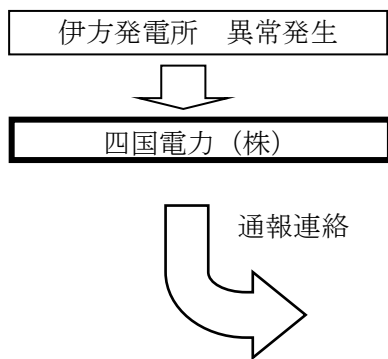
伊方発電所において原子力災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、原子力発電所における事故情報、国、県、重点市町、その他の市町、関係機関及び住民との間における情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達を迅速かつ的確に実施するとともに、通信手段を最大限有効活用して通信連絡体制の確保を図るものとする。

< 県から市町及び防災関係機関への主要連絡内容 >

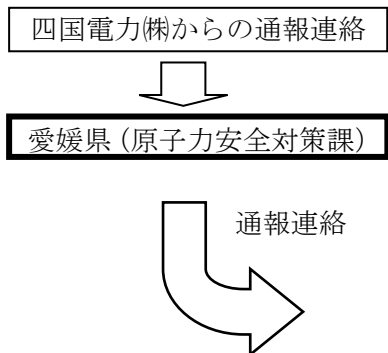
主な情報連絡の段階	主な連絡内容
① 警戒事態発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒事態該当連絡、事故等の状況、県の対応状況、国からの連絡事項 ・平常時モニタリング結果 ・P A Z 及び予防避難エリアの道路や港湾等の被災状況把握、避難に備えた体制及び施設敷地緊急事態要避難者の支援体制の準備 等
② 施設敷地緊急事態発生時 (原災法第10条事象等)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地緊急事態該当連絡、事故等の状況、県の対応状況、国からの連絡事項 ・緊急時モニタリング結果 ・P A Z 及び予防避難エリアの避難準備指示及び施設敷地緊急事態要避難者の早期避難等防護措置の指示 ・P A Z の安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) ・U P Z の屋内退避準備 等
③ 全面緊急事態発生時 (原災法第15条事象等)	<ul style="list-style-type: none"> ・全面緊急事態該当連絡、緊急事態宣言発出の連絡、事故等の状況、県の対応状況、国からの連絡事項 ・緊急時モニタリング結果 ・P A Z の避難等防護措置の指示及び安定ヨウ素剤服用指示 ・予防避難エリアの避難等防護措置の指示及び安定ヨウ素剤配布・服用指示 ・U P Z の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) ・U P Z 外への屋内退避注意喚起等
④ 住民避難等の指示時	<ul style="list-style-type: none"> ・事故や災害等の状況、国や県の対応状況、国からの連絡事項 ・避難対象区域の拡大及び安定ヨウ素剤服用等指示 等

＜原子力災害発生時の情報連絡フロー＞





- 松山海上保安部
TEL 089-951-1197 FAX 089-952-4846
- 宇和島海上保安部
TEL 0895-22-1256 FAX 0895-22-1600
- 地区連絡要員(亀浦、鳥津、九町)
- 山口県(防災危機管理課・消防保安課)
TEL 083-933-2370 FAX 083-933-2408
- 内閣府(内閣総理大臣)
TEL 03-3508-1085 FAX 03-3224-9942
- 原子力規制委員会(災害対策・核物質防護課)
TEL 03-5114-2121 FAX 03-3597-6066
03-5114-2197
045-514-2615
- 四国経済産業局
TEL 087-811-8532 FAX 087-811-8559
- 伊方原子力規制事務所(原子力防災専門官)
TEL 0894-38-1169 FAX 0894-38-0469
- 内閣官房
TEL 03-6910-0259 FAX 03-3593-2516
- 内閣府 政策統括官付 参事官付
TEL 03-3501-5695 FAX 03-3503-5690
- 経済産業省資源エネルギー庁(原子力政策課)
FAX 03-3580-8542
- 愛媛労働局
TEL 089-935-5204 FAX 089-935-5247
- 八幡浜労働基準監督署
TEL 0894-22-1750 FAX 0894-22-1899



- 原子力規制委員会(原子力防災課)
TEL 03-5114-2121 FAX 03-5114-2183
- 伊方原子力規制事務所(原子力防災専門官)
TEL 0894-38-1169 FAX 0894-38-2401
- 愛媛県南予地方局八幡浜支局(総務県民室)
TEL 0894-24-5288 FAX 0894-24-6271
- 愛媛県南予地方局(総務県民課)
TEL 0895-28-6103 FAX 0895-22-0576
- 愛媛県原子力センター
TEL 0894-20-6610 FAX 0894-36-1150
- 愛媛県(医療対策課)
TEL 089-912-2445 FAX 089-921-8004
- 愛媛県警察本部(警備課 災害対策室)
TEL 089-934-0110 FAX 089-934-0152

四国電力株からの通報連絡



愛媛県(原子力安全対策課)



通報連絡

八幡浜警察署
TEL 0894-22-0110 FAX 0894-23-2192

大洲警察署
TEL 0895-25-1111 FAX 0895-25-1111

西予警察署
TEL 0894-62-0110 FAX 0894-62-0110

宇和島警察署
TEL 0895-22-0110 FAX 0895-22-0110

伊予警察署
TEL 089-982-0110 FAX 089-982-0110

伊方町(総務課 原子力対策室)
TEL 0894-38-2655 FAX 0894-38-2149

八幡浜市(総務課 危機管理・原子力対策室)
TEL 0894-22-5997 FAX 0894-24-0610

大洲市(危機管理課)
TEL 0893-24-1742 FAX 0893-24-2122

西予市(危機管理課)
TEL 0894-62-6491 FAX 0894-62-6514

宇和島市(危機管理課)
TEL 0895-49-7006 FAX 0895-24-6094

伊予市(危機管理課)
TEL 089-982-1111 FAX 089-983-3681

内子町(総務課 危機管理班)
TEL 0893-44-6150 FAX 0893-44-4300

八幡浜地区施設事務組合消防本部
TEL 0894-22-0119 FAX 0894-22-5227

大洲地区広域消防事務組合消防本部
TEL 0893-24-0119 FAX 0893-24-4583

西予市消防本部
TEL 0894-62-0119 FAX 0894-62-3780

宇和島地区広域事務組合消防本部
TEL 0895-22-7500 FAX 0895-24-1554

伊予消防等事務組合消防本部
TEL 089-982-0119 FAX 089-987-1119

松山市(防災・危機管理課)
TEL 089-948-6791 FAX 089-934-1813

今治市(防災危機管理課)
TEL 0898-36-1558 FAX 0898-32-2765

新居浜市(危機管理課)
TEL 0897-65-1282 FAX 0897-33-5180

西条市(危機管理課)
TEL 0897-56-5151 FAX 0897-52-1200

四国電力(株)からの通報連絡



愛媛県(原子力安全対策課)



通報連絡

四国中央市(総務部 防災まちづくり推進課)
TEL 0896-28-6934 FAX 0896-28-6057

東温市(危機管理課)
TEL 089-964-4483 FAX 089-964-1609

上島町(消防本部 消防防災課)
TEL 0897-77-4118 FAX 0897-77-4111

久万高原町(総務課)
TEL 0892-21-1111 FAX 0892-21-2860

松前町(危機管理課)
TEL 089-985-2111 FAX 089-985-4148

砥部町(総務課危機管理室)
TEL 089-962-2323 FAX 089-962-4277

松野町(防災安全課)
TEL 0895-42-1110 FAX 0895-42-1102

鬼北町(危機管理課)
TEL 0895-45-1111 FAX 0895-45-1119

愛南町(消防本部 防災対策課)
TEL 0895-72-0131 FAX 0895-73-1119

松山海上保安部
TEL 089-951-1197 FAX 089-951-7796

宇和島海上保安部
TEL 0895-22-1256 FAX 0895-22-1256

陸上自衛隊中部方面特科隊
TEL 089-975-0911(436) FAX 089-975-0911(236)

陸上自衛隊第14旅団司令部
TEL 0877-62-2311(2236) FAX 0877-62-2311(2238)

海上自衛隊呉地方総監部
TEL 0823-22-5511(2225) FAX 0823-22-5692

航空自衛隊西部航空方面隊司令部
TEL 092-581-4031 (2348) FAX 092-581-4031 (5903)

愛媛県バス協会
TEL 089-931-4094 FAX 089-931-5054

愛媛県トラック協会
TEL 089-957-1069 FAX 089-993-5501

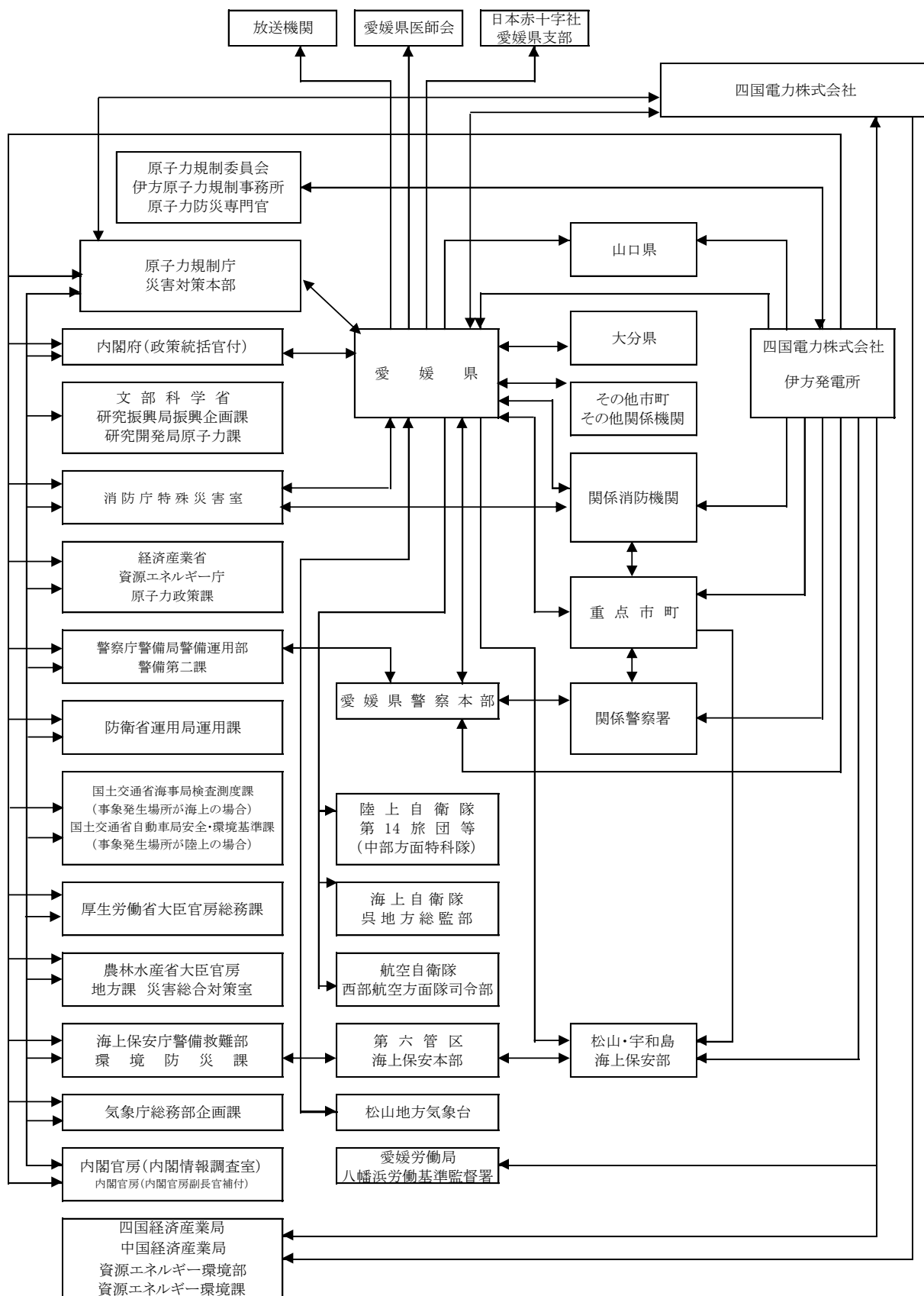
愛媛県旅客船協会
TEL 089-951-0128 FAX 089-951-0129

山口県(防災危機管理課)
TEL 083-933-2370 FAX 083-933-2408

大分県(危機管理室)
TEL 097-506-3152 FAX 097-506-0930

ほか

<災害時における通信連絡系統図>



2. 重点市町の体制

重点市町は、伊方発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの避難及び避難準備等に関する要請等連絡があった場合は、住民広報や関係機関に対する情報連絡を速やかに行うものとする。

ア. 住民広報体制の事前整備

あらかじめ、住民及び地域コミュニティ組織等に対する住民広報が速やかに実施できる体制（広報手段、広報組織・施設等、広報担当者、連絡先等）を整えるものとする。

イ. 配慮が必要な施設等への確実な広報体制の整備

在宅要配慮者や学校、病院、社会福祉施設等に対して、必要な情報が確実に伝わる体制を整えるものとする。

ウ. 広報内容の時系列整理

住民広報については、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理しておくものとする。

<住民広報のタイミング（例示）>

- 緊急事態区分等に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- 特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合
- 住民避難、屋内退避、避難準備等を指示する場合
- 放射性物質が放出された場合
- 緊急時モニタリングの結果がまとまった場合
- その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

<住民広報の内容（例示）>

- 事故等の状況
- 市町、関係機関の対応状況
- 避難、屋内退避、避難準備等指示に関すること
（対象区域、一時集結所、避難先、避難ルート、注意事項等）
- 気象情報（風向、風速）
- 放射性物質の放出に関すること
- その他（注意事項等）

エ. 早期の避難準備広報の実施

伊方発電所で事故、災害が進展し、国や県から避難及び避難準備に関する指示等連絡があった場合は、県民の安全・安心に関わる最も重要な情報であるため、速やかかつ確実に住民及び地域コミュニティ組織等に対し住民広報を行うものとする。

オ. 避難指示後の残留者確認

避難市町及び避難区域の消防機関は、避難指示の後、対象区域内に残留者がいないか確認を行うものとする。

3. 情報連絡・住民広報手段の確保

県及び重点市町は、伊方発電所の事故、災害の状況等必要な情報のほか、避難準備指示、避難指示、屋内退避指示等が、住民及び関係者に迅速かつ的確に伝わるよう、情報通信体制や住民広報体制の整備を行うものとする。

ア. 防災関係機関の迅速かつ確実な通信連絡体制の整備

県及び重点市町は、伊方発電所、国等関係機関との迅速かつ確実な情報連絡を行うため、複数手段により通信が確保できる通信連絡体制を整備するとともに、万が一の電源喪失や配線の寸断等に備えるため、機器等の復旧体制について、あらかじめ検討しておくものとする。

また、全ての通信手段が閉ざされる場合に備え、県及び重点市町双方の連絡員派遣・受入体制を整えるものとする。

イ. 全ての住民等に伝わるきめ細かな広報手段の整備

重点市町は、避難準備指示及び避難指示、屋内退避指示、安定ヨウ素剤服用指示等の情報が住民等に対して確実に伝わるよう、防災無線、広報車、テレビ、防災メール、緊急速報メール、臨時災害放送局等、複数手段により住民広報を行う体制を整えるものとする。

<住民への広報、指示伝達に当たっての留意すべき基本的事項>

- 迅速かつ時宜を得た広報、指示伝達であること
- 事実を伝えること
- 正確に伝えること
- 簡潔に伝えること
- 明瞭に伝えること
- あいまいな情報は広報しないこと
- 重要事項は複数の媒体で繰り返し、伝えること
- 特定の地域を対象とした内容であっても、必要により全域に対して広報すること
- 状況に変化が無くても、不安解消のため、一定時間毎に広報すること

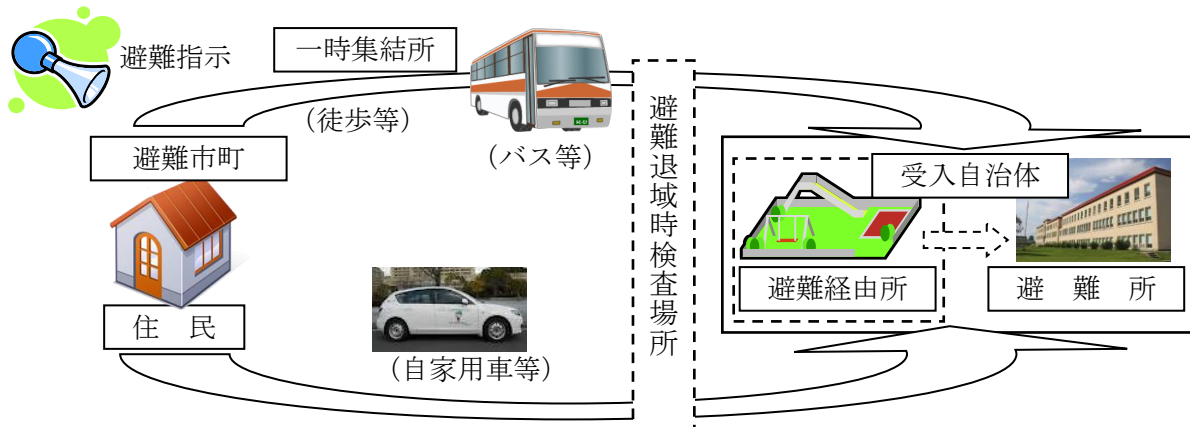
第4章 住民（一般）の避難体制

重点市町は、国や県から避難等に係る指示等連絡があり、また、独自の判断により、避難指示や避難準備情報等を発令する場合は、対象区域に対して速やかに住民広報を行い、住民避難等を実施するものとする。

避難手段については、住民の自家用車及び所有船舶のほか、県等が手配したバスや船舶、鉄道等の公共手段、又は防災関係機関の車両や船舶、ヘリコプター等により避難するものとする。

広域避難に係る避難市町と受入自治体との調整は、原則、県が実施するものとする。

1. 避難の流れ



※1 避難退域時検査場所は、放射性物質が放出された後に避難を開始した場合に必要となる。県内主要避難ルートに複数箇所設置して、避難退域時検査を行い、必要があれば、簡易除染等を行う。

（別紙「参考資料-7避難推奨ルート及び避難退域時検査場所候補地に関する資料」を参照）

※2 避難経由所とは、避難先の振り分け等のため、受入自治体の判断により設置するもので、必須のものではない。

<避難経由所を開設するメリット>

- ① 避難経由所において避難者の避難先振り分けを実施するため、段階的に避難所が開設でき、受入自治体の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ② 大きな駐車スペースを持つ避難経由所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、受入自治体内の渋滞緩和が図れる。
- ③ 土地勘がない避難住民にとって目的地がわかりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ④ 避難経由所は、避難住民への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。

＜避難経路所から避難所までの移動方法＞

- ① 避難経路所での集結状況により、段階的に順次、避難所を開設
- ② 基本的に避難で使用した住民の自家用車等や県が手配したバス等で移動
- ③ 避難所駐車場に余裕がない場合は、徒歩等で移動
- ④ 避難経路所を事後的に避難所又は重点市町の支援拠点等として使用することも可能

(1) P A Z 及び予防避難エリア

ア. 県及び伊方町は、伊方発電所における事故等の状況や避難等に係る情報を報道機関や住民広報を通じて住民へ適切に周知するものとする。

イ. 原則として、避難指示の時点で滞在している場所から避難するものとする。

＜保育所等＞ 乳幼児が保育所等にいる場合は警戒事態で保護者に引き渡す。引渡しができなかった乳幼児は職員と一緒に最寄りの学校に移動し、学校の生徒等と一緒に避難する。

＜学 校＞ 児童、生徒が学校にいる場合は施設敷地緊急事態でバス等による集団避難を行う。

＜職 場 等＞ 原則、全面緊急事態で自家用車等により直接避難

ウ. 避難実施までの時間が限られる点を考慮し、伊方町は、自家用車等による避難体制、一時集結所及び対象区域を指定するとともに、県は広域避難に係るバス等の避難手段の調達について、事前に対応を検討しておくものとする。

(2) U P Z (予防避難エリアは除く)

ア. 県及び重点市町は、伊方発電所における事故等の状況や避難等に係る情報を報道機関や住民広報を通じて住民へ適切に周知するものとする。

イ. 原則として、屋内退避準備等に係る情報が連絡された段階で自宅へ帰宅し、屋内退避の準備を行うものとする。屋内退避に係る指示が出た場合、無用な外出を控え、屋内退避を行うこととする。O I Lに基づく避難指示等が出た場合、避難等を開始するものとする。

なお、自宅での屋内退避が困難な場合には、近隣の屋内退避施設に移動し、屋内退避を行う等、柔軟な対応をとることとする。

ウ. 重点市町は、自家用車等による避難体制、一時集結所及び対象区域を指定するとともに、県は広域避難に係るバス等の避難手段の調達について、事前に対応を検討しておくものとする。

2. 避難先等の確保、周知

ア. 県は、避難時の混乱を避け、地域コミュニティ組織維持や円滑な避難住民支援を行うことができるよう、別紙「参考資料－4 原子力災害時における避難先候補施設」を作成及び更新するとともに、重点市町は、一時集結所、避難ルート等と併せて広域避難に係る体制を住民に周知しておくものとする。

＜一時集結所選定の基準（例示）＞

- 通信連絡手段が確保できること
- 緊急時に開設が可能であること
- コンクリート造が望ましいこと（特に発電所から近い地域）
- 地区の人口、集合時間等を踏まえ適切な位置にあること
- 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること
- バス等大型車両が付近まで進入可能であること等

＜一時集結所運営のポイント（例示）＞

- 一時集結所の開設責任者、要員、連絡先、開設手順を明確に定めておくこと
- 一時集結所での事務、体制を明確に定めておくこと
（市町災害対策本部との連絡、避難者の把握（名簿作成）、バス乗車の誘導等）
- 一時集結所への住民の集合手段について明確に定めておくこと

- イ．県及び重点市町は、避難実施の円滑化を図るため、別紙「参考資料－4 原子力災害時における避難先候補施設」の避難先候補施設の中から、避難住民が一旦立ち寄る避難経由所を選定し、活用するものとする。
- ウ．原子力災害時に避難指示の発令が見込まれる段階で、県は重点市町と連携し、受入自治体へ避難の受入れを要請し、受入自治体は具体的な避難場所を決定し、避難準備を整えるものとする。
- エ．重点市町は避難を実施する段階で、避難先及び避難ルート等を含む避難に関する住民広報を行い、避難を実施するものとする。
- オ．県は、あらかじめ定めている避難受入自治体が被災等によって避難の受入れが困難な場合は、改めて他の自治体等と避難住民の受入れの調整を行うものとする。

3. 避難手段及び避難ルート等

（1）避難手段の確保

（別紙「参考資料 - 10 避難手段に関する資料」を参照）

- ア．自力で避難可能な住民については、自家用車や所有船舶での迅速な避難を優先するものとする。この場合、渋滞を極力避けるため乗り合わせを原則とし、避難で使用する自家用車等の燃料の残量に常に気を配り、避難時において枯渇しないよう住民に啓発を行うものとする。
- イ．自家用車等による避難が困難な住民は、一時集結所からバス等により避難するものとする。
- ウ．保育所から避難する乳幼児は原則保護者に引き渡す。学校から避難する児童、生徒等は、原則として、P A Z 及び予防避難エリアはバス等による集団避難を実施、U P Z は保護者等に引き渡した後、自宅から自家用車等による避難を実施するものとする。
- エ．バス等の避難手段については、県及び重点市町が、愛媛県バス協会や愛媛県旅客船協会、四国電力、自衛隊、海上保安庁等、関係機関の協力

を得て確保し、一時集結所、学校等必要な箇所へ手配するものとする。
オ. 鉄道や船舶での避難が可能な場合は、事業者の協力を得て積極的に活用するものとする。

(2) 民間運輸関係団体等との連携強化

ア. 県は、避難手段の確保を図るため、民間運輸関係団体等と連携を図るものとする。

イ. 県は愛媛県バス協会、愛媛県トラック協会、愛媛県旅客船協会との人員・物資輸送に関する協定及び原子力災害時の人員・物資輸送に関する覚書等に基づき、原子力災害時等には平時の一般公衆の被ばく線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に、人員、物資の輸送等に係る協力要請を行う。

(別紙「参考資料-11 民間運輸関係団体等との人員・物資輸送に関する協定等」を参照)

ウ. 県は、原子力災害時における円滑な業務遂行のため、民間運輸関係団体等と連絡体制の整備や研修機会の提供、防災資機材の整備など、平時から連携の強化を図るものとする。

(3) 避難ルートの設定

ア. 避難先を踏まえ、重点市町は、地区ごとに道路の整備状況等を勘案の上、別紙「参考資料 - 7 避難推奨ルート及び避難退域時検査場所候補地に関する資料」を踏まえ、避難推奨ルートを基本として、複数の避難候補ルートを設定しておくものとする。

イ. 原子力災害時に避難指示又は避難準備指示等の発令が見込まれる段階で、県及び重点市町は、「参考資料 - 7 避難推奨ルート及び避難退域時検査場所候補地に関する資料」からの選択を原則として、災害の状況や候補となる道路の状況、避難先の選定状況を踏まえ、県警察本部等と調整を行い、幹線道路、高速道路を主体として避難ルートを決定するものとする。

ウ. 道路管理者は、上記の避難ルートの設定及び決定に必要な、道路状況に関する情報について、関係機関の要請に応じ、提供を行うものとする。

(4) 避難誘導・交通規制体制の整備

ア. 避難を円滑に実施するため、県警察本部は、道路管理者や重点市町等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における避難誘導・交通規制体制を整えるとともに、必要な場合、中国四国管区警察局又は中国四国管区警察局から関係管区警察局を通じて、他県の警察本部と連携を図るものとする。

イ. 避難誘導・交通規制体制の整備と併せ、緊急交通路の確保についてもあらかじめ検討するものとする。

ウ. 広域避難実施時には、災害の状況や避難ルートの設定状況を踏まえて、避難誘導・交通規制体制等を調整し、実施するものとする。

(別紙「参考資料-8 交通規制地点に関する資料」を参照)

(5) 安定ヨウ素剤の事前配布及び緊急配布体制の整備

- ア. 県は、伊方町と協力し、P A Zの対象住民に対し、安定ヨウ素剤を事前配布するものとする。
- イ. 安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行い、説明事項を記した説明書を付して必要量のみ配布するものとする。なお、配布に際しては、調査票や問診等により禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。
- ウ. 県及び重点市町は、U P Zの対象住民が避難又は一時移転をする際、安定ヨウ素剤の服用を行うことができるよう必要な体制を整備するものとする。
- エ. 安定ヨウ素剤の服用に当たっては、副作用や禁忌者等に関する注意事項を事前に周知することとする。
- オ. 安定ヨウ素剤の緊急配布に当たっては、原則として医師の関与の下で配布、その服用を指示するものとするが、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求めるなど状況に応じて適切な方法により配布及び服用を行うものとする。
- カ. 安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）とする。また、原則40歳未満の方を配布対象者とするが、40歳以上であっても妊婦、授乳婦及び妊娠・出産を希望する女性は対象とする。ただし、40歳以上であっても希望者には配布するものとする。

(6) 避難退域時検査体制の整備

- ア. 県は、関係市町等と協力し、国からの指示に基づき、避難住民への避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染等を実施するものとする。
- イ. 県及び重点市町は、四国電力や自衛隊等の協力を得て、避難ルート沿いに避難退域時検査場所を設置し、車両等の避難退域時検査を行うほか、基準値以上の放射性物質が付着していた車両等の簡易除染等を行うものとする。
- ウ. 県は、国の原子力災害対策指針等で示された避難住民等に対する避難退域時検査を行う基準、タイミング、測定レベル等を踏まえて、実施場所等をあらかじめ設定し、資機材の整備や人員体制、手順等の検討を国や関係する自治体等と連携して進め、避難退域時検査体制を整備するものとする。
(別紙「参考資料 - 7 避難推奨ルート及び避難退域時検査場所候補地に関する資料」を参照)
- エ. 県外の自治体へ広域避難する場合は、原則、県内において避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染等を実施するものとする。

(7) 避難住民の支援体制の整備

- 県は、避難時における食料・飲料水支援、給油、救護、トイレ等の住民支援が円滑に実施できるよう、避難ルート沿線での支援等に努めるものとする。

4. 乳幼児、児童、生徒等への対応

- ア. 重点市町は、保育所、学校等が避難区域となる場合、対象となる保育所、学校等の施設管理者に対して、乳幼児、児童、生徒等の避難等に関する対応の指示を行うものとする。
- イ. 各保育所、学校等では、災害時に適切に対応できるよう、地域性を反映したマニュアルを策定するものとする。
- ウ. 保育所、学校等の施設管理者は、保護者との間で、原子力災害発生時における乳幼児、児童、生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定めるものとする。

5. 外国人への対応

- 県及び重点市町は、外国人に対して、伊方発電所での事故の状況、避難指示等、避難準備情報等の情報が正確に伝わるよう、やさしい日本語や外国語を用いて適切に情報提供を行うものとする。

6. 一時滞在者（観光客等）への対応

- ア. 県及び重点市町は、観光客等一時滞在者に対して、伊方発電所での事故・トラブルについて、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。
- イ. 避難が指示された段階で帰宅等ができない場合は、最寄りの一時集結所から住民とともにバス等により避難を行うものとする。

第5章 要配慮者の避難体制

避難生活で特段の配慮が必要な要配慮者の避難について、社会福祉施設等入所者は避難先の社会福祉施設等へ緊急入所を行い、病院等入院患者は病院等へ搬送を行うものとする。

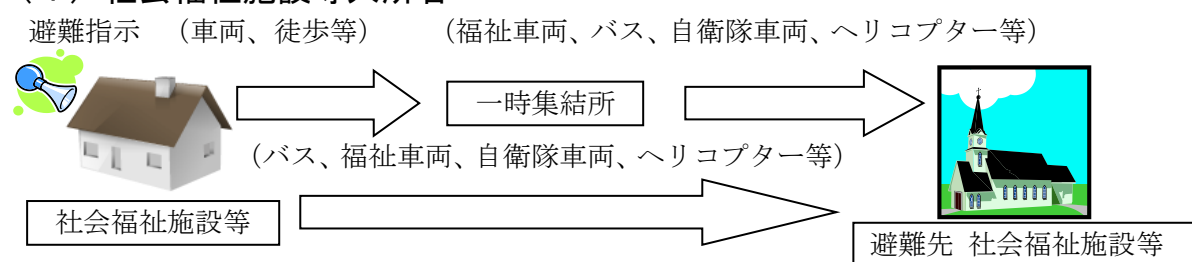
在宅要配慮者については、まずは一般の避難所へ避難した上で、必要に応じて福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ移送を行うものとする。ただし、避難する際、既に福祉避難所の受入先を確保し移送手段が用意できている場合は、直接避難を行うものとする。

また、要配慮者の避難については、避難に伴うリスクを極力避ける必要があるため、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期に行い、避難指示後、搬送手段及び避難先の準備が整った段階で避難を開始するものとする。

なお、放射性物質の放出のおそれがある場合や無理に避難することにより健康リスクが高まる者については、状況に応じて放射線防護対策施設等への屋内退避を組み合わせるものとする。

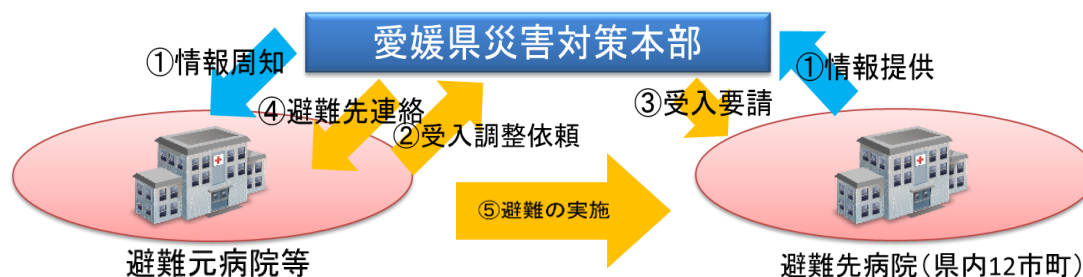
1. 避難の流れ

(1) 社会福祉施設等入所者



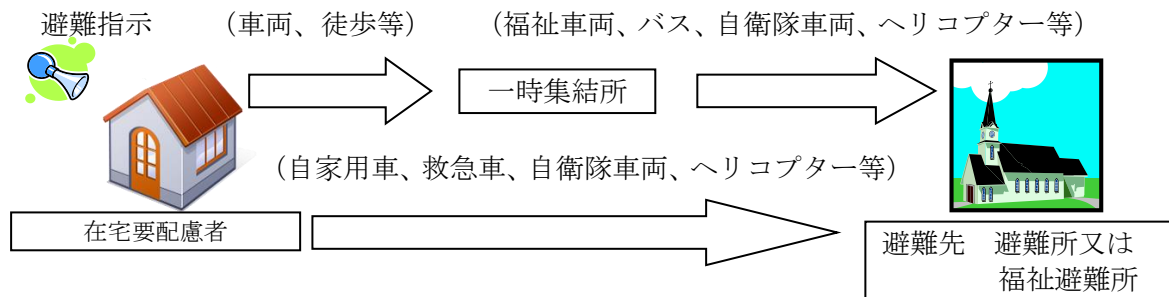
- ※ 社会福祉施設等通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。
- ※ 社会福祉施設入所者については、各施設の計画に基づき、あらかじめ定められた避難先へ避難等を行う。
- ※ 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、愛媛県災害対策本部で受入先を調整する。

(2) 病院等入院患者



- ※ 避難等防護措置が必要になった場合には、愛媛県災害対策本部が緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネーターの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入れに関する調整を実施する。

(3) 在宅要配慮者



- ※ 在宅要配慮者のうち、自力で避難可能な者及び支援者の同行により避難可能な者は、自家用車又は支援者の車両等で避難所へ移動する。
- ※ 在宅要配慮者のうち支援者がいない者については、消防団や自主防災組織等の避難支援関係者間で情報共有し、屋内退避や一時移転等の支援を行う。

2. 避難先の確保、周知

- 県及び重点市町は、受入自治体等の協力を得て、あらかじめ社会福祉施設等の避難先について調整し、避難ルートと併せて社会福祉施設等に周知しておくものとする。
- 原子力災害時に避難準備要請又は避難指示の発令が見込まれる段階で、県及び重点市町は、適当と認められる近隣の自治体に避難の受入れを要請し、要請を受けた受入自治体は福祉避難所への受入準備を整えるものとする。
重点市町は、社会福祉施設等への避難が必要な要配慮者情報を受入自治体に提供するものとする。
避難を実施する段階で、重点市町は該当施設へ避難先及び避難ルート等を連絡し、準備が整い次第避難を行うものとする。
- 県は、受入自治体及び医療機関の協力を得て、あらかじめ病院等の避難先となる病院群の情報を整理し、避難元の病院等に周知するものとする。
- 原子力災害時に避難指示又は避難準備要請の発令が見込まれる段階で、避難元病院等は、市町を通じ、県へ避難先病院の受入調整依頼を行う。
県は、緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネーターの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入れに関する調整を実施し、避難先病院に対し受入れを要請する。
県は、市町を通じ、避難実施段階で避難元病院等に対し、避難先病院及び避難ルートを連絡し、準備が整い次第避難を行うものとする。
- 放射性物質放出のおそれが高まった場合や避難の実施により健康リスクが高まる者については、放射線防護対策施設等への屋内退避を優先するなど、状況に応じて屋内退避を組み合わせ、避難に伴うリスクを極力避けるものとする。

3. 避難手段及び避難ルート等

- バス、福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、県が、愛媛県バス協会や愛媛

県旅客船協会、四国電力、自衛隊、海上保安庁等、関係機関の協力を得て確保し、重点市町と連携しながら、一時集結所、社会福祉施設、病院等必要な箇所へ手配するものとする。

イ. 県は、重点市町、運輸事業者、四国電力、自衛隊、海上保安庁等関係者とあらかじめ協議し、要配慮者の避難手段確保の手順、体制を整えるものとする。

ウ. 避難ルートは、基本的に一般住民避難の場合のルートと同様とするが、ヘリコプターで搬送する場合は、別紙「参考資料 - 10 避難手段に関する資料」の「重点区域内ヘリポート一覧」を参考とする。

4. 各施設別の避難計画の策定

ア. 社会福祉施設、病院等の施設管理者は、あらかじめ原子力災害時の対応を定めた避難計画を策定するものとする。

イ. 県は、社会福祉施設、病院等の計画策定が進むよう、ガイドライン策定等の支援を行うものとする。

ウ. 社会福祉施設、病院等の施設管理者は、避難先の施設職員と連携を取りながら、入所者等のケアを実施するほか、避難所等運営組織への参加等避難所等運営が円滑に行われるよう、避難先管理者に協力するものとする。

5. 在宅要配慮者の支援等

ア. 重点市町は、県と連携し、自然災害等発生時の対応を基本に、在宅要配慮者への情報伝達、支援等の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ. 特に、原子力災害の特性に鑑み、妊産婦、乳幼児への情報伝達、援護等の方法について、十分留意するものとする。

ウ. 重点市町は、自主防災組織や民生委員・児童委員、福祉事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難行動要支援者の避難支援プランの策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努めるものとする。

エ. 重点市町は、福祉避難所等への避難が必要な在宅避難行動要支援者情報について、避難受入自治体や関係機関等との間で必要な情報共有を行うものとする。

6. 乳幼児の安定ヨウ素剤の服用

ア. 放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児について、PAZ及び予防避難エリアにおいては、安定ヨウ素剤を服用する必要がない施設敷地緊急事態の段階から優先的に避難し、予防避難エリアを除くUPZにおいては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や空間放射線量率等に応じて、安定ヨウ素剤の配布・服用が指示される場合があるため、原則として、その指示に従い服用するものとする。

イ. 乳幼児に対する安定ヨウ素剤の投与については、過剰服用に注意し服用量を守り、ゼリー剤又は薬剤師等が粉末剤より調整した液状の安定ヨウ素剤を投与するものとする。

第6章 避難住民の支援体制等

県及び重点市町は、国や受入自治体等と連携し、避難先での避難の受入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整えるものとする。

1. 避難所及び救護所、避難経由所の開設、運営等

(1) 開設、運営等

- ア. 避難所、避難経由所の開設は、県が避難所等の開設や運営等を避難先の自治体に要請し、受入自治体側が行うものとする。
- イ. 避難開始当初は、県及び重点市町は、住民避難に全力をあげなければならないため、避難所、避難経由所の開設・管理、避難住民の誘導等避難住民の受入業務については、受入自治体が主体的に対応するものとする。
- ウ. 状況に応じて、避難経由所を開設し、順次、必要な避難所を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導するものとする。
- エ. 住民避難に際しては、避難元自治体職員が避難経由所や避難所等へ住民と同行するとともに、受入自治体と避難住民のパイプ役を担うものとする。
- オ. 避難開始直後からできるだけ早期に、各避難所へ避難元自治体職員を順次派遣し、受入自治体から避難元自治体に避難所運営の移管を完了させるものとする。この場合、避難住民、避難元自治体職員、ボランティア等による避難所の自主運営体制へ移行するものとする。
- カ. 避難所の施設管理自体は、避難所の運営体制にかかわらず施設管理者が引き続き行うものとする。
- キ. 複合災害等による避難等により、受入自治体の避難場所が不足する場合は、県有施設を避難所等に活用するものとする。
- ク. 避難所等に広域避難の調整をしていない避難者の流入があり、避難所等の収容人員を超えるおそれがある場合は、受入自治体が県との調整により、他の余裕のある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるなど対応するものとする。

(2) 緊急物資の確保

- ア. 避難所の食糧や毛布等緊急物資については、県及び重点市町は、国や関係事業者、受入自治体等に要請し、迅速に確保するものとする。
- イ. 大量の食糧や毛布等の緊急物資を関係機関及び他地域から迅速かつ円滑に受け入れられるよう、国と連携しながら、あらかじめ体制を整えておくものとする。

2. 福祉避難所の開設、運営等

(1) 開設、運営

- ア. 福祉避難所の開設は、県が開設や運営等を避難先の自治体に要請し、受入自治体が行うものとする。
- イ. 開設、運営体制については、基本的に一般住民用の避難所と同様の対応とする。

(2) 要配慮者のケア

- ア. 要配慮者のケアについては、在宅要配慮者については家族が、社会福祉施設等入所者については各施設職員が中心となって行うものとする。
- イ. ケア要員の不足が想定されることから、県及び重点市町は、国や受入自治体等に要請し、受入地域や他地域等から医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

(3) 資機材・物資の確保

- ア. 要配慮者の避難に必要な資機材・物資（ベッド、医薬品等）について、県及び重点市町は、国や関係事業者、受入自治体等に要請し、迅速に確保するものとする。社会福祉施設等入所者の避難先施設における資機材・物資の確保についても、同様に対応するものとする。
- イ. 大量の資機材・物資の支援を関係機関及び他地域等から迅速かつ円滑に受け入れられるよう、国と連携しながら、あらかじめ体制を整えておくものとする。

3. 円滑な避難実施に当たって検討すべき事項

- ア. 県及び重点市町は、受入自治体と連携しながら、避難所等の運営について、以下の事項に配慮した体制の検討を進めていくものとする。
 - 正確な情報の伝達
 - 避難先に収容されている避難住民に係る情報の早期把握
 - 避難住民が相互に助け合う自治的な組織が主体的に運営する体制への早期移行
 - 良好な生活環境を確保すること（健康状態、トイレ、ごみ処理等の状況把握と対策）
 - 食料・飲料水等の配布
 - 男女のニーズの違いへの配慮、特に女性や子育てに配慮した運営
 - 外国人への配慮
 - 家庭動物のためのスペースの確保等
- イ. 広域避難に係る費用負担については、最終的に受入自治体の負担とならないことを原則とし、災害救助法等の適用のほか、国における費用負担や原子力損害賠償法の運用等の状況を踏まえ、求償方法等の検討を進めていくものとする。
- ウ. 住民相談窓口の体制整備
重点市町は、住民の不安に応えるための住民相談窓口を設置する体制をあらかじめ整えておくものとする。

4. 避難が長期化した場合の対応

- 避難が長期化すると見込まれる場合、県及び重点市町は、避難住民が避難先から賃貸住宅、仮設住宅等へできるだけ早期に移転できるよう努めるものとする。

第7章 広域的連携体制

県は、必要に応じ「原子力災害時の相互応援に関する協定」等、あらかじめ締結された応援協定に基づき、全国知事会、他都道府県等に対し速やかに人員の派遣、資機材、物資等の貸与・提供等、必要な応援要請を行うものとする。

また、県は、大分県、山口県と交わしている確認書に基づき、本県住民の県外避難における連携、協力を要請するものとする。

協 定 名	応援の種類	応援要請の手続
<p>原発立地等道府県相互応援協定 (原子力災害時の相互応援に関する協定) *平成13年1月31日締結</p>	<p>(1) 原子力防災資機材の提供 ア 緊急時モニタリング資機材 イ 原子力防災活動資機材 ウ 緊急時医療資機材 (2) 職員の派遣 ア 緊急時モニタリング関係職員 イ 緊急時医療関係職員 ウ その他災害対策関係職員</p>	<p>被災道府県は、次に掲げる事項を明確にして、応援主管道県に文書により要請を行う。ただし、文書により要請を行ういとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。</p> <p>(1) 災害の発生日時又は発生するおそれがある場合は予想される日時 (2) 災害の発生又は発生するおそれのある場所 (3) 災害の態様及び規模等又は見込まれる災害の態様及び規模等 (4) 所要人数並びに原子力防災資機材の種別及び数量 (5) 応援隊の集結場所又は原子力防災活動資機材の受領場所 (6) 応援の期間 (7) 要請担当者及び連絡先</p>
<p>四国4県広域応援協定 (危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定) *平成19年2月5日締結</p> <p>四国4県広域応援協定実施細目 (危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目) *平成19年2月5日施行</p> <p>愛媛県広域応援計画・受援計画 (四国各県で策定) *平成19年2月5日策定</p>	<p>(1) 物資及び資機材の提供 (2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与 (3) 職員の派遣 (4) 試験検査等の実施その他の役務の提供 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</p>	<p>1 危機事象が発生していない県に対し、広域応援の調整依頼を行う。 2 依頼を受けた県は、危機事象が発生していない他の県と調整し、応援幹事県を決定する。 3 危機事象発生県は、応援幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の種類、内容等に関する次の事項を記載した応援要請書を提出する。ただし、そのいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は電子メール等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。</p> <p>(1) 物的応援を要請する場合は、物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段、輸送経路等 (2) 人的応援を要請する場合は、活動内容、職種、人員、派遣要請場所、派遣期間、交通手段及び宿泊所 (3) その他の応援を要請する場合は、要請措置内容、要請場所及びその期間 (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項</p>

協 定 名	応援の種類	応援要請の手続
<p>中四国広域応援協定 (中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定) *平成24年3月1日締結</p> <p>中四国広域応援協定実施要領 (中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領) *平成24年3月1日施行</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供 (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供 (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) 避難者を受け入れるための施設の提供 (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項 	<p>広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。</p>
<p>全都道府県広域応援協定 (全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定) *平成24年5月18日締結</p> <p>全都道府県広域応援協定実施細目 (全国都道府県における広域応援に関する協定実施細目(災害関係)) *平成24年5月18日適用</p>	<p>被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの幹旋とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人的支援及び幹旋 <ol style="list-style-type: none"> ア 救助及び応急復旧等に必要な要員 イ 避難所の運営支援に必要な要員 ウ 支援物資の管理等に必要な要員 エ 行政機能の補完に必要な要員 オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの幹旋 (2) 物的支援及び幹旋 <ol style="list-style-type: none"> ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資 イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資 ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等 (3) 施設又は業務の提供及び幹旋 <ol style="list-style-type: none"> ア ヘリコプターによる情報収集等 イ 傷病者の受け入れのための医療機関 ウ 被災者を一時収容するための施設 エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務 オ 仮設住宅用地 カ 輸送路の確保及び物資拠点施設等物資調達、輸送調整に関する支援 (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量 (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容 (3) 職種及び人数 (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路 (5) 応援期間(見込みを含む。) (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

確認書名	確認の内容
<p>愛媛県と山口県の確認事項について *平成24年3月1日確認</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 連絡通報について 愛媛県は、「伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領」で定めるA区分に該当する事案について、山口県に対し速やかにFAXにより連絡通報をするものとする。 ただし、A区分にあっても労働災害関連事象等に関しては、連絡通報は要しない。 2. 情報交換会の開催等について 毎年、年度当初と、愛媛県が実施する原子力防災訓練への山口県職員の参観の際に、課長レベルの情報交換会を開催する。 3. 愛媛県オフサイトセンターへの山口県職員の受入れについて 伊方原発で異常事態が発生した場合において、必要に応じて、愛媛県はオフサイトセンター又は愛媛県庁で、山口県職員の受入れに応じる。 4. 原発事故により愛媛県から避難される方々の受入れについて 「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」に基づき、愛媛県からの避難者の受入れについて、救急医療も含め、適切に対応する。
<p>愛媛県と大分県の確認事項について *平成23年9月1日確認</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 連絡通報について 愛媛県は、「伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領」で定めるA区分に該当する事案について、大分県に対し速やかにFAXにより連絡通報をするものとする。 ただし、A区分にあっても労働災害関連事象等に関しては、連絡通報は要しない。 2. 情報交換会の開催等について 毎年、年度当初と、愛媛県が実施する原子力防災訓練への大分県職員の参観の際に、課長レベルの情報交換会を開催する。 3. 愛媛県オフサイトセンターへの大分県職員の受入れについて 伊方原発で異常事態が発生した場合において、必要に応じて、愛媛県はオフサイトセンター又は愛媛県庁で、大分県職員の受入れに応じる。 4. 原発事故により愛媛県から避難される方々の受入れについて 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、愛媛県からの避難者の受入れについて、救急医療も含め、適切に対応する。

伊方発電所原子力防災広域連携推進会議における合意事項

平成 27 年 6 月 10 日
伊方発電所原子力防災広域連携推進会議

伊方発電所原子力防災広域連携推進会議において、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び大分県（以下「関係 7 県」という。）は、関係 7 県の県民の安全・安心の確保・向上を図るため、伊方発電所の原子力防災対策に係る次の事項について、広域連携の推進を図ることを合意した。

- 1 情報交換会の開催
毎年、年度当初及び必要に応じて適宜、課長レベルの情報交換会を開催して、伊方発電所の安全対策及び原子力防災対策の情報共有を図る。
- 2 連絡通報体制の整備
伊方発電所で原子力災害が発生した場合等における愛媛県から各県への連絡通報体制の整備を図る。
- 3 愛媛県原子力防災訓練での連携
愛媛県が実施する原子力防災訓練に、各県が参加して原子力防災対策の連携強化を図る。
- 4 愛媛県オフサイトセンター又は愛媛県庁への各県職員の受入れ
伊方発電所で原子力災害が発生した場合において、愛媛県は、各県からの要請に応じて、愛媛県オフサイトセンター又は愛媛県庁への各県職員の受入れについて調整する。
- 5 原子力災害時の避難者の受入れ

第8章 継続的に取り組むべき主な項目

広域避難計画の実効性を高めるため、市町が策定する避難行動計画及び避難者受入計画により避難等防護体制をより具体化するとともに、関係機関相互の連携体制の整備や国の支援体制の強化等を継続的に推進していくものとする。

- 1. 愛媛県広域避難計画等に基づく訓練の実施及び抽出課題の継続的な改善**
国、県、市町及び防災関係機関は、個別及び総合訓練を実施し、抽出課題の改善に継続的に取り組むものとする。
- 2. 要配慮者の避難体制の強化**
医療機関や社会福祉施設等における入院患者や入所者の避難については、迅速かつ円滑な対応ができるよう、あらかじめ作成した各施設の避難計画に基づき、防災訓練を行い、必要な改訂を行う等、引き続き避難体制の充実強化を図っていくものとする。
- 3. 避難退域時検査体制の強化**
住民避難の際の避難退域時検査については、原子力災害対策指針や「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（H29.1原子力規制庁）」を踏まえ、避難退域時検査資機材の適切な場所への配備や、実施場所、人員体制、実施方法、国及び指定公共機関の支援体制など、実施体制の強化を図っていくものとする。
- 4. 受入自治体との連携体制の強化**
県及び重点市町は、受入自治体等と、情報連絡体制、避難所・避難経由所・福祉避難所の運営等について、引き続き調整を行い、連携体制の強化を図っていくものとする。
- 5. 原子力防災資機材の整備及び安定ヨウ素剤の配備・服用等**
避難等を円滑かつ迅速に実施するため、県及び重点市町と受入自治体との情報通信機器、防護用資機材、モニタリング資機材、原子力災害医療資機材等、原子力防災活動資機材の整備を図るとともに、安定ヨウ素剤の備蓄及び配布・服用体制等の強化を図っていくものとする。
- 6. 避難ルート（道路）の整備**
道路管理者は、広域避難計画に基づく円滑な避難が行えるよう、避難ルートに設定された道路の整備や補強対策を実施するものとする。

第9章 計画の見直し

今後、愛媛県広域避難計画、市町避難行動計画及び避難者受入計画に基づく各種訓練を継続して実施することにより、広域避難対策に係る改善点を抽出し、その対策を盛り込むとともに、国の法令及び原子力災害対策指針、防災基本計画、県地域防災計画（原子力災害対策編）、市町避難行動計画の改定等や、国及び防災関係機関、関係自治体等とのさらなる計画の具体化に向けた調整状況を踏まえ、適宜、修正を行うこととする。

愛媛県広域避難計画の沿革

- 1 平成 25 年 6 月 10 日 策定
(原子力災害時の広域避難の基本フレームを作成)
- 2 平成 26 年 2 月 17 日 修正
(原子力防災訓練及び避難シミュレーション結果等の反映)
- 3 平成 27 年 6 月 15 日 修正
(広域避難対策の進展及び原子力災害対策指針改正等の反映)
- 4 平成 28 年 7 月 19 日 修正
(「伊方地域の緊急時対応」及び原子力防災訓練等の反映)
- 5 平成 31 年 3 月 25 日 修正
(原子力災害対策指針の改正及び原子力防災訓練等の反映)
- 6 令和 3 年 6 月 17 日 修正
(防災基本計画の改正及び原子力災害対策指針の改正等の反映)